

水協法施行三十周年記念
兵庫県漁協三十年の歩み

兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県信用漁業協同組合連合会



漁業系統団体のある 兵庫県水産会館
(神戸市)



但馬漁業センター
(香住町)

発刊のことば

昭和24年2月に施行された水産業協同組合法は、本年をもって満30年を迎えました。

省りみますと、水協法が施行された当時わが国経済は、戦後の混乱期を経てようやく復興の緒についたときであり、民主化の嵐の中、社会制度が根本的な改革を迫られていたときでありました。われわれ漁業界においても、旧水産業団体系に基づく漁業会から、新しい水協法に基づく協同組合へと名実ともに脱皮したのであります。

以来30年、わが国の経済、社会はもとより、漁業界も大きく変ぼうしました。経済全般にあっては昭和30年代後半から、わずか10数年間に驚異的な高度成長をなし遂げ、今や世界に冠たる経済大国を誇っています。

われわれ漁業界にあっては、発展の歴史は目ざましいものがありました。当時年間300万トン強であったわが国総漁獲量は、昭和49年にはピークの1,080万トンに達し、以後も1,000万トンの大台を維持しています。これは、公海自由の原則に支えられた世界の海への進出、安く豊富に入手することができた燃油・資材、加えて、魚価の高値・推移と旺盛な需要という極めてめぐまれた条件の中で、いわゆる外延的拡大が効を奏したからであります。一時期を風びした「沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ」のキャッチ・フレーズが漁業発達史のすべてでありました。

しかるに、昭和50年代に入り、これら漁業環境はまさに一変しました。世界における200カイリ経済水域の設定と、オイル・ショックを契機として定着した省資源時代の中での燃油・資材の高騰と品不足、さらには、わが国経済の低成長移行による魚の需要減退と低魚価は、わが国漁業構造を再び変革にみちびきつつあります。遠洋・沖合に代って、沿岸漁業の見直しが脚光を浴びていますが、漁業制度全体の在るべき姿も未だ示されていない現状であります。水協法施行30周年は、われわれにとって新しい方向を求める年というのが実感であります。

本県の漁業は、以上のような全国的な過程の中にあつて、一部日本海沖合漁業を含む沿岸中心の水産県として30年間の歩みを続けてまいりました。その間、公害問題の多発、経営の危機等度重なる苦難に遭遇しましたが、常に協同の力と団結でこれを乗り越え、今日、年間総水揚量10万トン、生産金額は500億円を超えています。この原動力は、県下1万数千人の漁業就業者のたゆまざる努力と研究の賜であることは言を俟ちませんが、併せて、本県漁協系統が協同運動を通じてかちとった成果でもあらうと考えます。

しかし、これからは改めて変ぼうする漁業への対応という課題にとり組まなければなりません。また、ともすれば物質的な豊かさのみを追求しがちな風潮の中で、人間の精神的な豊かさを大切にするという課題にもとり組まなければなりません。この課題にとり組む姿勢は、従前以上に協同運動が重要視され、その成否が連帯意識の高揚にかかっていることを重ねて自覚すべきであります。同志各位の強い協同意識を背景として、漁協運動としての系統事業が展開され、将来へ向っての一層の発展につながりますよう期してやまないものであります。

水協法施行30周年を記念して、ここにささやかな小冊誌を発刊しました。内容は詳述精記を欠いておりますが、時代の一つの区切りとして過去の足跡を記録にとどめた次第であります。

どうか各位におかれては、新しい時代での新しい構想を思索されるに当り、参考に資していただくようお願い申しあげまして発刊のことばといたします。

昭和54年6月22日

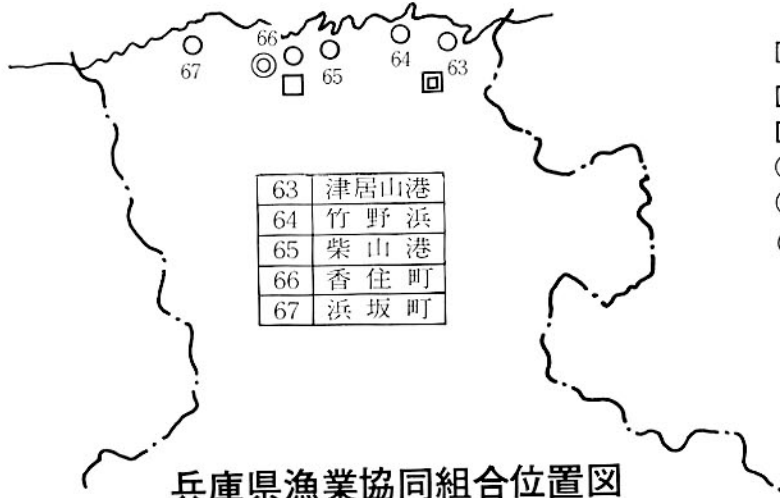
兵庫県漁業協同組合連合会
会長理事 山 田 岸 松

兵庫県信用漁業協同組合連合会
会長理事 西 上 重 弐

目 次

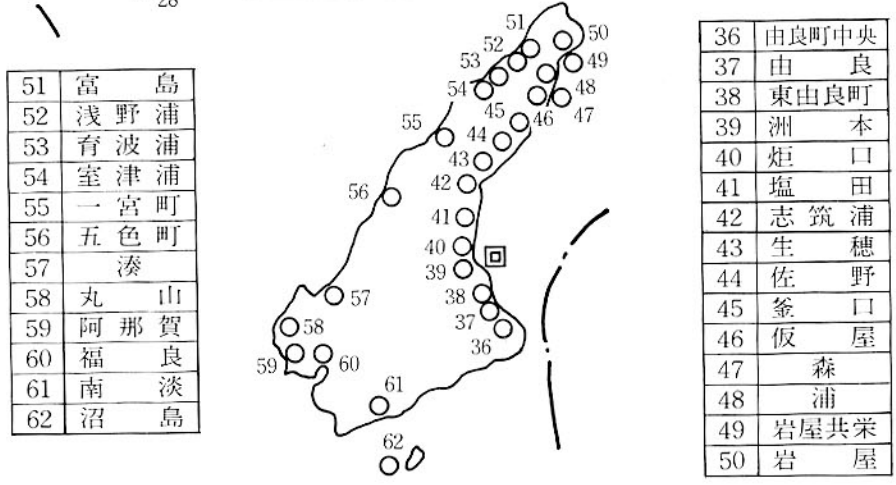
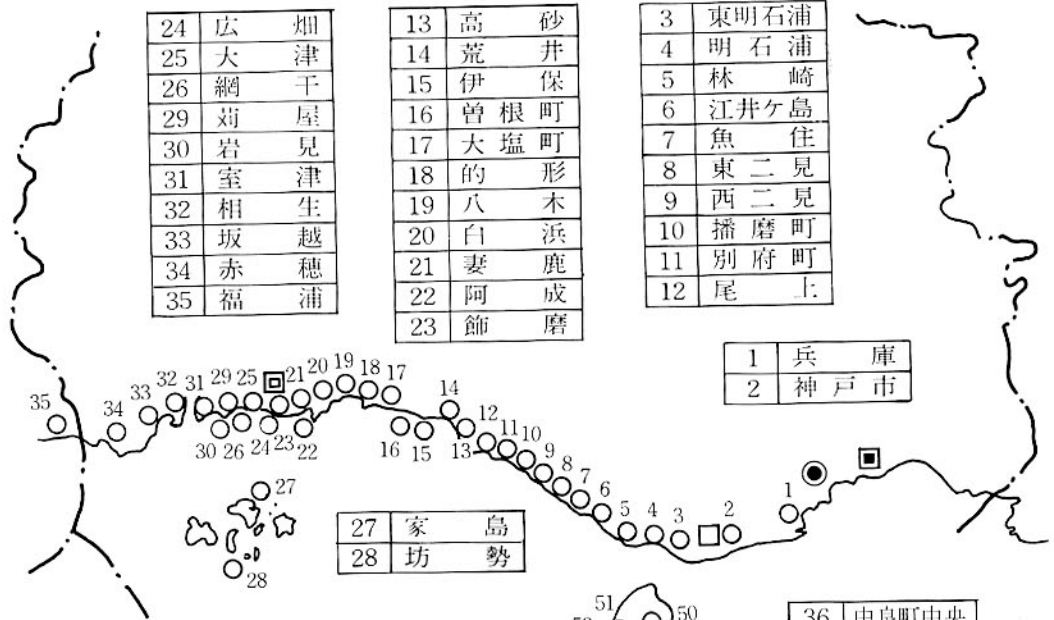
発刊のことば

I 漁協の組織	1
1 漁協設立までの経過	1
2 漁協の推移	1
3 組合員の推移	5
4 役職員の推移	6
5 青年部・婦人部の推移	7
II 漁業の生産	9
1 漁港の整備	9
2 漁船の変せん	12
3 水揚の推移	14
III 漁協の事業	21
1 販売事業	21
2 購買事業	24
3 信用事業	28
4 その他の事業	32
IV 漁協の財務	33
V 水産加工業及び水産加工協の推移	36
VI 漁協運動史抄	37
VII 年 表	43



- 県庁
- 農林事務所
- 水産試験場
- 水産会館
- ◎ 但馬漁業センター
- 漁業協同組合

兵庫県漁業協同組合位置図



I 漁協の組織

1. 漁協設立までの経過

漁協の歴史は、古くは明治19年の漁業組合準則に基づきいわゆる準則組合にはじまる。官営色の強いこの組織は、漁業内部において自治的に漁業上の秩序維持に当るのが目的であった。その後、明治34年の旧漁業法による漁業組合となり、同43年の法改正によって、ある程度経済団体的性格を帯びるようになったが、当時の漁村社会における経済活動は、もっぱら併立していた産業組合が中心であった。漁業組合は、その後数次の法改正等によって逐次内容が整備されはじめたが、前近代的な域を脱し得なかった。

大正9年、第1次世界大戦後の反動として起こった恐慌、さらに続いておそった昭和5年の恐慌は長らくの間、特に農山漁村を窮乏の一途におとし入れた。疲弊の中で漁村の更生救済を訴える津々浦々の声は、一面において漁業組合機能の強化を要請するものとなった。

これを受けて、昭和8年漁業法の大改正が行われ、従来の漁業組合は、次の6種類のいずれかの組織に変更されることとなった。

①漁業組合 ②無限責任漁業組合 ③有限責任漁業組合 ④無限責任漁業協同組合 ⑤有限責任漁業協同組合 ⑥保証責任漁業協同組合

これが漁業におけるはじめての協同組合の誕生であり、従来の漁村産業組合と一体化して、漁業権管理と漁村経済の両面の担い手となった。昭和13年の法改正によって貯金業務が認められ、前途に大きな期待が寄せられたが、時代は日毎に戦時色を強め、物資は次第に統制され、漁協・漁連の機能は逐次国家体制の中へ組み入れられるようになった。

昭和16年、太平洋戦争勃発するや、完全な戦時体制となった。昭和18年水産業団体系が施行され、漁協はすべて漁業会となり、県漁連は県水産業会へと全国連は中央水産業会へと、名実共に国策遂行機関と化していった。

昭和20年戦争が終結するや、一変して社会民主化の嵐が吹きすさび、さらに経済は混乱の極

みを呈した。そうした中であって、昭和21年には早くも官民各方面において新しい漁業制度、水産業団体制度の検討が行われた。う余曲折の末、水産業協同組合法が公布されたのは昭和23年12月であった。

2. 漁協の推移

昭和24年2月、水協法の施行によって、漁業会は一斉に漁業協同組合へと脱皮したが、当時の風潮として、経済団体としての経営ベースを無視した分裂、乱立を避けることができなかった。本県においても新しく設立された沿海地区漁協は98の多くを数えるに至った。

時代は物から金へと移り変わりつつあるときで、この変化に対応しきれない漁協が多く、早くも昭和26年には再建整備法が施行されるに至った。

ときあたかも、漁業権証券が交付されることとなり、この資金化によって漁協の財務は強化され経営破たんを防止することができた。同時に漁業権証券の活用によって、信漁連、漁業信用基金協会等の設立と活動が促され、一応の基礎づくりができたといえよう。

昭和30年代に入り、当初乱立した小規模漁協の適正化が改めて課題となった。昭和35年漁協整備促進法の施行によって経営基盤強化のための合併が推進されることとなり、昭和42年漁協合併助成法の施行によってこの問題への取り組みはいよいよ本格的なものとなった。これに先立って、本県では昭和34年、神戸市西部7漁協の自主合併が行われたが、全国に先がけての事例であった。

以後の合併推移は下表のとおりであるが、昭和49年の浜坂町漁協を最後に漁協合併実績は皆無となっている。

区分	年度	昭和31-35	36-40	41-45	46-50	51以降
合併件数		2	3	7	1	0
被合併組数		9	8	15	3	0
合併成立組数		2	3	7	1	0
その他増減数		0	2	0	△6	0
漁協総数		86	83	75	67	67

(注) その他増は新設、その他減は解散

この間、昭和47年10月には、摂津東部地区漁協が消滅した。海面の埋立てによるものであり、時代の変革の証左であった。



三漁連合併調印式

漁協合併の阻害要件は単純ではないが、その一つに県連組織のてい立が挙げられていた。内海、但馬両漁連は、かつて昭和39年に合併の論議を重ねたが、そのときは不調に終わっている。時代の要請に応え、改めて漁連の合併が正式課題にあがったのは昭和50年であった。以来検討に検討を重ね、関係者の努力もあって、昭和51年8月合併調印を終え、新生県漁連は同年9月1日から発足した。

漁協の規模は、現状において大小の差が著しく適格性を欠くものも少なくない。昭和53年度以降、改めて漁協整備強化運動が全国的に展開されているが、合併問題を今一度、真剣に考える時期であるといえよう。

漁業協同組合の変せん

区分	漁協名	当初	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	現在	摘 要
		1	2	3	4	5	6	7	
県漁協 (摂津)	(尼崎)	1	1	1	1	1	1	1	(昭47.10解散)
	(尼崎西部)	1	1	1	1	1	1	1	() 当初名注
	(鳴尾)	1	1	1	1	1	1	1	(昭36.3合併)
	(西宮東部)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(西宮西部)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(西宮市)	1	1	1	1	1	1	1	(昭47.10解散)
	(芦屋)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(本庄)	1	1	1	1	1	1	1	(昭44.6合併)
	(青木)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(東灘)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(甲南)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(神戸市東部)	1	1	1	1	1	1	1	(昭47.10解散)
	(東神戸)	1	1	1	1	1	1	1	()
	兵庫	1	1	1	1	1	1	1	
	(駒ヶ林浦)	1	1	1	1	1	1	1	(昭34.10合併)
	(東須磨)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(須磨浦)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(塩屋)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(東垂水)	1	1	1	1	1	1	1	()
	(西垂水)	1	1	1	1	1	1	1	()
(舞子)	1	1	1	1	1	1	1	()	
神戸市	1	1	1	1	1	1	1	当初名 神戸市西部	
	東明石浦	1	1	1	1	1	1		
	明石浦	1	1	1	1	1	1		

区分	漁協名	当	昭	昭	昭	昭	昭	現在	摘 要
		初	30	35	40	45	50		
地区漁協 (淡路)	仮 屋	[Solid bar]							当初名 仮屋町
	森	[Solid bar]							(昭36.10 仮屋より分離)
	浦	[Solid bar]							当初名 浦村
	岩屋共栄	[Solid bar]							
	岩 屋	[Solid bar]							
	(野島浦)	[Hatched bar]							(昭41.3 合併)
	(東富島町)	[Hatched bar]							(昭30.3 合併)
	(本富島町)	[Hatched bar]							(*)
	富 島	[Solid bar]							
	浅野浦	[Solid bar]							当初名 浅野村
	有波浦	[Solid bar]							
	室津浦	[Solid bar]							
	(尾 崎)	[Hatched bar]							(昭44.4 合併)
	(都家浦)	[Hatched bar]							(*)
	(江 井)	[Hatched bar]							(*)
	(江井町桃川)	[Hatched bar]							(昭28.3 被吸収)
	(山田村)	[Hatched bar]							(昭42.3 合併)
	一宮町	[Solid bar]							
	(都志町)	[Hatched bar]							(昭44.3 合併)
	(鳥飼浦)	[Hatched bar]							(*)
	五色町	[Solid bar]							
	(松帆村)	[Hatched bar]							(昭39.4 合併)
	(湊 町)	[Hatched bar]							(*)
	(津井村)	[Hatched bar]							(*)
	湊	[Solid bar]							
	丸 山	[Solid bar]							
	阿那賀	[Solid bar]							
	福 良	[Solid bar]							当初名 福良町
(阿 万)	[Hatched bar]							(昭32.4 合併)	
(灘 村)	[Hatched bar]							(*)	
南 淡	[Solid bar]								
沼 島	[Solid bar]							当初名 沼島村	
地区漁協 (但馬)	津居山港	[Solid bar]							
	竹野浜	[Solid bar]							
	柴山港	[Solid bar]							
	香住町	[Solid bar]							
	(余 部)	[Hatched bar]							(昭44.4 合併)
	(三 尾)	[Hatched bar]							(昭39.4 合併)
	(浜 坂)	[Hatched bar]							(昭49.8 合併)
	(諸 寄)	[Hatched bar]							(*)
	(居 組)	[Hatched bar]							(*)
	浜坂町	[Solid bar]							

区分	漁協名	当初	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	現在	摘要
加工協	(芦屋)								(昭48.3解散)
	(深江)								()
	明石市								
	(岩屋)								(昭47.9解散)
	(北淡町)								() (当初名有淡浦)
	(淡路東浦)								()
	(福良)								(昭47.4解散)
	全淡								
	豊岡市								
	柴山港								
漁連	(県漁連)								(昭51.9合併)
	(内海漁連)								()
	(但馬漁連)								()
	県漁連								
	信漁連								
地区連	由良町漁連								

(注) 編集の都合上、内水面及び業種別漁協は省略した。

3. 組合員の推移

漁業会の解散間近い昭和22年における、沿海漁業会の数は82団体、会員数は11,571人(1会員当り141人)であったが、漁業協同組合に移行した当初、組合数は98組合、組合員数は13,150人(1組合当り134人)となって、組織団体数及び組織員数とも大幅に増加した。

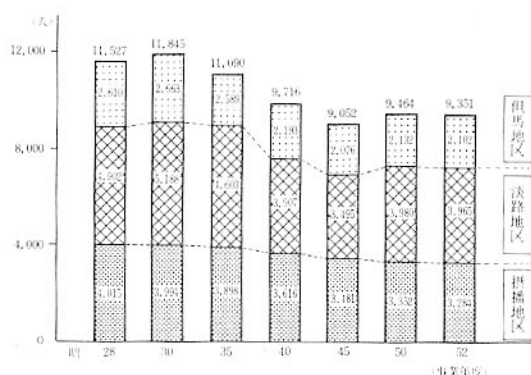
その後、現在までの動向をみると、昭和37年水協法の改正によって組合員日数の引上げられたこと、ならびに摂津東部漁協の解散による組合員の減少もあって、組合員数は全般に逐年減少の傾向を示した。設立当初からみると、16%(2,217人)減となっている。特に昭和20年後半から昭和30年後半における、県内漁業経済の不調が漁業者の漁村離脱を促したと思われる。また、昭和40年前後から始まった、わが国経済のめざましい成長が漁業後継者の他産業流出に拍車をかけたものと思われる。しかし一方、経済成長による魚価の上昇や、昭和40年頃から振興された内りの養殖業及び沖合いかつり漁業が組合員の減少に歯止めをかけ、以降の減少を緩慢なものにかえたといえよう。

これを地区別にみると、

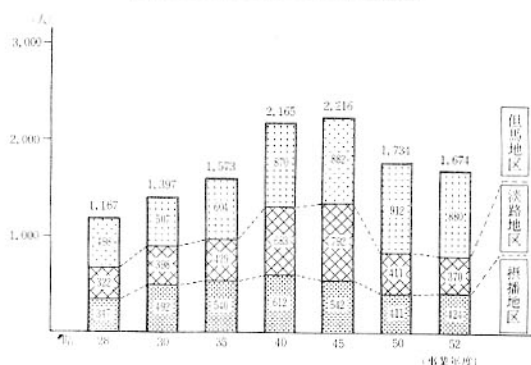
- ① 摂播地区は社会経済面の影響を受けやすい大都市周辺に近接しているため、組合員の減少特に正組合員の減少は早くから始まり、昭和40年以降の養殖業の振興により減少率は緩慢なものとなったものの依然減少傾向を続けている。準組合員は正組合員とは逆に、昭和40年前後まで増加の一途をたどったが、昭和40年前後をピークとして、以後大きく減少している。これは組合員の老令化等による資格の転移や漁業補償問題とも関連する現象といえよう。
- ② 淡路地区は設立当初から大幅な減少を続けていたが、昭和45年前後から正組合員は一時増加のきざしさえみせ、現状維持の傾向となっている。準組合員は摂播地区と同様に増加してきたが、年次的には昭和45年頃より減少し始めている。これも摂播地区と同様な理由によるものである。
- ③ 但馬地区の正組合員も減少傾向をたどっているが、昭和40年前後から沖合漁業の振興によって現状維持の方向にある。準組合員は内海

区と異なり、一般に増加の傾向にあるが、これは当地区漁協の組合活動が地域社会と多面的な連携関係をもっているためと考える。

正組合員数の変せん

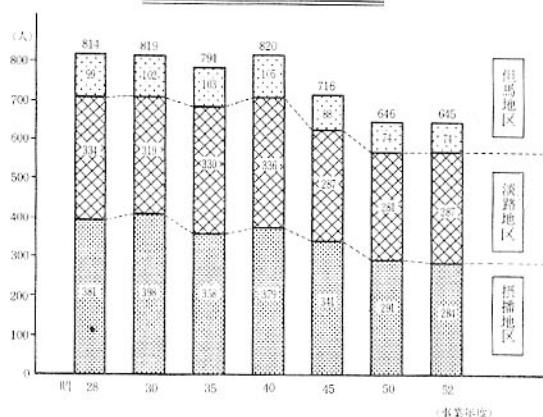


準組合員数の変せん



- ②淡路地区も同様に、当初役員数を334人から287人に減少させているが、1組合当りの役員数は9.5人から10.6人と僅かに増加している。
- ③但馬地区は、役員数を99人から74人に減員しているが、組合数が合併によって減少(44%)したため、1組合当りの役員数を11.0人から14.8人と大きく増加させている。

役員数の変せん



以上から役員数の動向は、数の減少はあるが基本的に大きな変化をみせていない。しかし、常勤役員数についてみると昭和52年度現在常勤役員は、県全体で29人、このうち常勤組合長は18人(内海13組合、但馬5組合)に過ぎず、組合の執行体制の強化が要請されている今日、組合運営上の課題とみなければならない。

4. 役職員の推移

(1) 役員

組合役員総数は組合の合併、解散等の組合数の減少(33%)によって、当初の役員数も814人から645人と減少している。一方、1組合当りの役員数は当初の8.5人から僅かであるが9.6人と増加している。

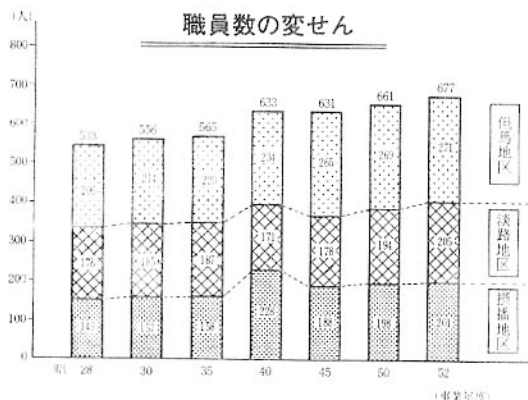
これを地区別にみると、

- ①摂播地区は組合が合併、解散によって減少したことから、当初役員数も381人が284人と減員されている。全般に合併漁協数が比較的小さいこと、小規模な組合が多いことなどから1組合当りの役員数も7.3人から8.1人と僅かな増加にとどまっている。

(2) 職員

組合の職員数は、漁業をとりまく社会経済環境の複雑化と組合経済事業の進展によって、逐

職員数の変せん



年増加をみている。増員状況は、当初の533人から677人となり約27%の増加率であり1組合当りの職員数も当初の5.5人から10.0人と倍増している。

これを地区別にみると、

- ① 摂播地区の職員数は、組合の解散等により減少しているにもかかわらず、当初の149人から201人と増員され、1組合当りの職員数も2.9人から5.7人と倍増されている。
- ② 淡路地区は、当初178人から205人と増加率が低く、1組合当りの職員数も5.1人から7.6人への増加に止まっている。
- ③ 但馬地区の職員数は、206人から271人に増員され、1組合当りの職員数も22.9人から54.2人と大幅な増加となり業務機構充実化の方向を明示している。

以上の動向の他に、現在の職員構成等を考察すると、職員総数661人のうち210人(32%)が女子職員で、特に内海地区において女子職員の構成比(44%)が高くなっている。また、年齢構成を男子職員についてみると「50才～59才」19%、「60才～」10%、これを内海地区だけでみれば「50才～59才」24%、「60才～」20%となっており老化の傾向が著しい。今後の組合運動推進上の大きな課題といえる。

5. 青年部・婦人部の推移

(1) 青年部の組織と活動

漁村の青年組織の歴史は大正3年にまでさかのぼることができるが、長い間その活動は断片的であり組織活動として見るべきものがほとんどなかった。

昭和26年、県の改良普及事業が実施され、全国初めての水産業経営指導員30名が県下各地に配置されたことを機に、指導員は一斉に漁村青年グループの結成に取組んだ。翌、昭和27年以降漁村青少年クラブは急速に増加し、やがて地区毎に連合クラブをつくり、クラブ間の親睦と協力をはかるまでになった。

その後、青少年クラブは壮年をも包含し「漁民研究団体」へと脱皮成長するようになり、今

日の漁村青壮年部へと発展していった。

クラブの活動状況は、昭和27年11月明石市において開かれた第一回兵庫県漁村青年大会を皮切りに、毎年その研究の成果が発表されるようになった。第2回大会以降は地区予選を行い、第3回大会以降は水産業技術改良普及研究発表全国大会の県予選をも兼ねるようになった。

昭和51年10月には兵庫県漁協青壮年部連合会が発足し全県的な組織の結成をみた。



漁協青壮年部連合会設立総会

昭和53年度末現在グループ数46、部員数1476人であり、その海区別状況は次表のとおりとなっている。

地区	区分	グループ数	部員数
摂播地区		11グループ	523人
淡路地区		28グループ	702人
但馬地区		7グループ	251人
計		46グループ	1,476人

(2) 婦人部の組織と活動

漁協の発足後、漁協の事業、特に信用事業における貯蓄増強のためには、婦人層の積極的な参加と協力による運動の展開が絶対条件であるという認識が各方面において高まった。折しも昭和29年に全県の先がけとして、東須磨・浜阪・三尾(いずれも旧漁協名)の3婦人部が自主的な結成をみるに及び、これを機として、県・県漁連・信漁連は強力に婦人部組織づくりの推進をはかった。昭和33年度末には婦人部数42、部員数5,882人を数えるまでに至ったので、以後の

婦人部活動を全県的なものに展開すべく、昭和34年8月、兵庫県漁協婦人部連合会が設立された。



漁協婦人部大会

婦人部活動の出発点は貯蓄運動であった。貯蓄啓蒙をはかるとともに、一日10円貯金運動を一斉に展開した。昭和30年から3か年続いたこの運動は、今日の漁協信用事業の定礎である。婦人部における貯蓄運動はその後も変わることなく活動の中心となっている。

漁婦連の設立を機に、活動範囲は次第に拡大

していった。部内からの盛りあがりに対応して、生活改善、教養向上等为目标とした講習会、研修会を数多く開催するようになった。また、各婦人部がとり組んだ問題についての実績発表を行う大会も毎年実施されるようになった。

こうした発展の中で、日用品の共同購買は、スーパーマーケットの進出した昭和37年頃を境として取扱いは減少傾向となっている。

時代の変せんの中で、とり組む重点課題も大きく移り変わっており、今日では健康管理、合成洗剤追放、海浜清掃等がメイン・テーマとなっている。

昭和53年度末現在、婦人部数50、部員数5,232人であり、その地区別状況は次表のとおりとなっている。

地区	区分	婦人部数	部員数
摂 播 地 区		17グループ	1,733 人
淡 路 地 区		25グループ	1,711 人
但 馬 地 区		8グループ	1,788 人
計		50グループ	5,232 人

II 漁業の生産

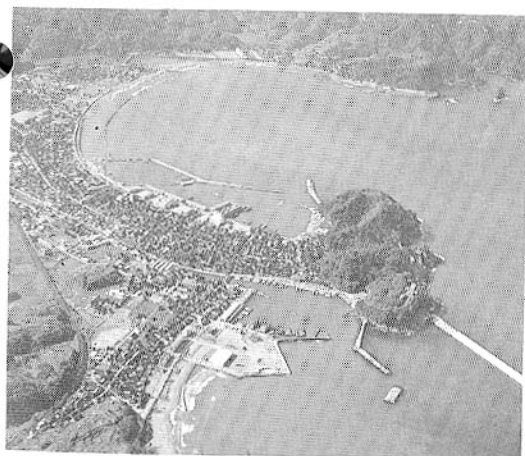
1 漁港の整備

漁港の整備は、明治後半から漁業の拡張につれて認識されてきたが、実際に国で予算化され、漁港修築に着手されたのは、大正7年のことである。その後、必要に応じて予算化がすすめられ順次漁港の形態が整ってきたが、昭和12年以降、戦時色が濃くなり、昭和16年太平洋戦争勃発によって漁港修築も挫折状態に陥った。

戦後、漁業の復興とともに、その基盤である漁港の整備が強く求められ、従来その都度必要に応じて予算化されてきた漁港整備は、昭和25年成立した漁港法に基づいて計画的にすすめられることになった。

本県では、昭和26年12港を漁港として指定し、現在では地元漁船の利用を主とする第1種漁港43港、より広範囲な漁船が利用する第2種漁港15港、利用が全国的に及ぶ第3種漁港2港の計60港が地域の特性に応じ計画的に整備がすすめられている。

海区	区分	第一種	第二種	第三種	計
瀬戸内海		32	12	1	45
日本海		11	3	1	15
計		43	15	2	60

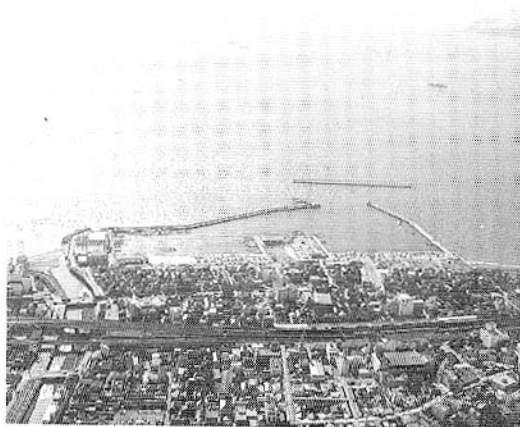


香住漁港(第三種)

心漁港である香住港は、昭和26年第1次漁港整備計画以来、第6次漁港整備計画に至るまで、135億円の巨費が投じられることとなっている。特に沖合いか釣り漁業の開発と相俟って、既存の漁港が狭隘となり、第5次計画以来、加工流通センターの建設と併せて、新漁港の整備が急速にすすめられている。

また、浜坂漁港は、旧来の漁港が河口港で極めて能率が悪かったため、昭和35年より砂浜地帯の掘込み漁港の修築に着手、日本海西部の拠点港として33億円の事業費が投入され、漁港としての機能を開始するに依り、大型漁業への転換が相つぎ、この地域の漁業振興に極めて大きく寄与している。

瀬戸内海の垂水漁港、林崎漁港は、それぞれ阪神播磨消費圏に隣接し、生鮮魚貝類の流通漁



垂水漁港(第二種)

港として、垂水漁港には総額86億円、林崎漁港には22億円の事業費で整備がすすめられることとなっている。また、灘漁港は淡路南部漁場の中核漁港として整備されており、この漁港が27億円の事業費でもって完成した暁には、淡路南部の漁業生産、流通形態は大きく変貌するであろうと期待されている。その他の漁港についても漁業生産、地域流通の拠点として計画的に整備がすすめられている。

本県における漁港の計画的整備は、昭和26年第1次漁港整備計画、総事業費2億円をもって

主要な漁港整備の動きをみると、日本海の中

11港の修築に着手以来、おおむね順調に推移してきた。昭和48年度から着手された第5次漁港整備計画は、石油ショックの影響で一時停滞したが、昭和52年度から第6次計画に引き継がれるという経過を辿って今日を迎えている。

第1次計画以降、第6次計画までの総投資額は400億円を超えるものと見込まれる。特に第6次計画では、景気対策もあって計画額も273億円と大幅に増額され、極めて積極的にすすめられることとなっている。

今後は、さらに長期的な展望に立って地域の特性を生かし、生産拠点漁港には、漁船の保全、生産支援、安全作業のための諸施設の充実、流通拠点漁港には加工、保蔵、分配処理のための諸施設等の重点的な整備が必要である。

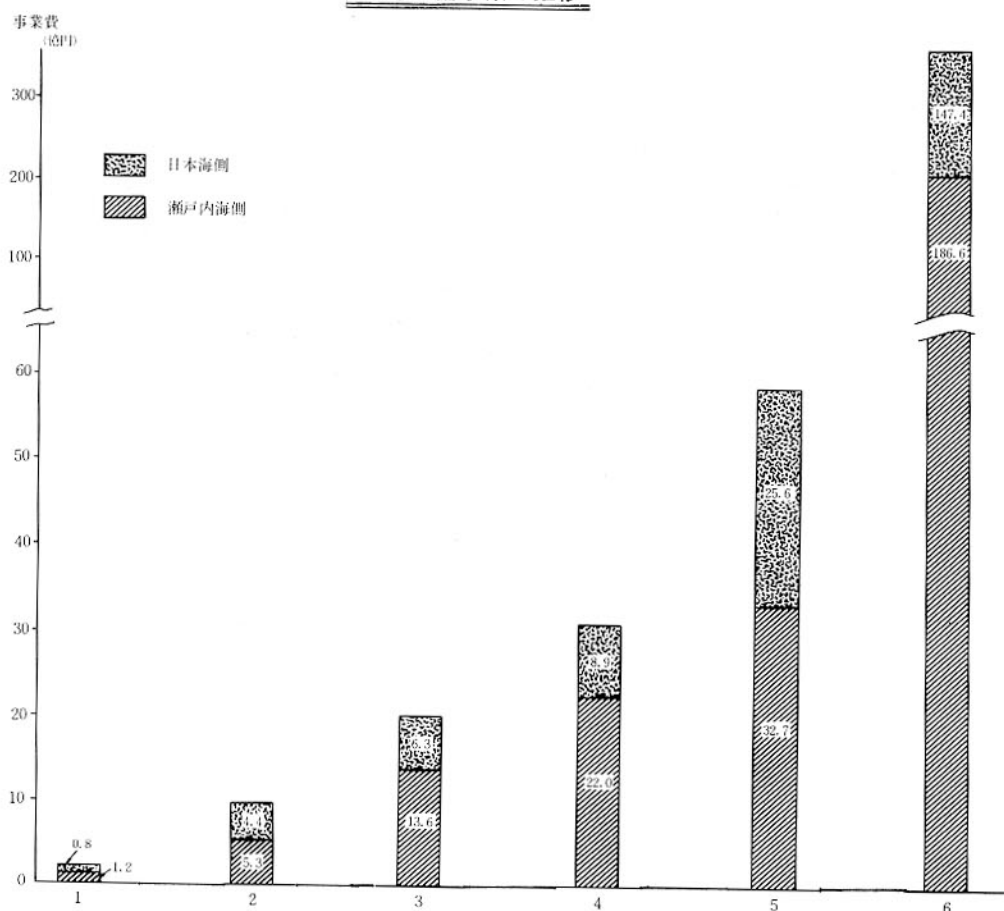
また、漁港が漁村社会の基本的な施設であることから、漁民福祉につらなる施設、生活環境の

向上につらなる施設等の社会開発と調和のとれた整備が強く望まれている。

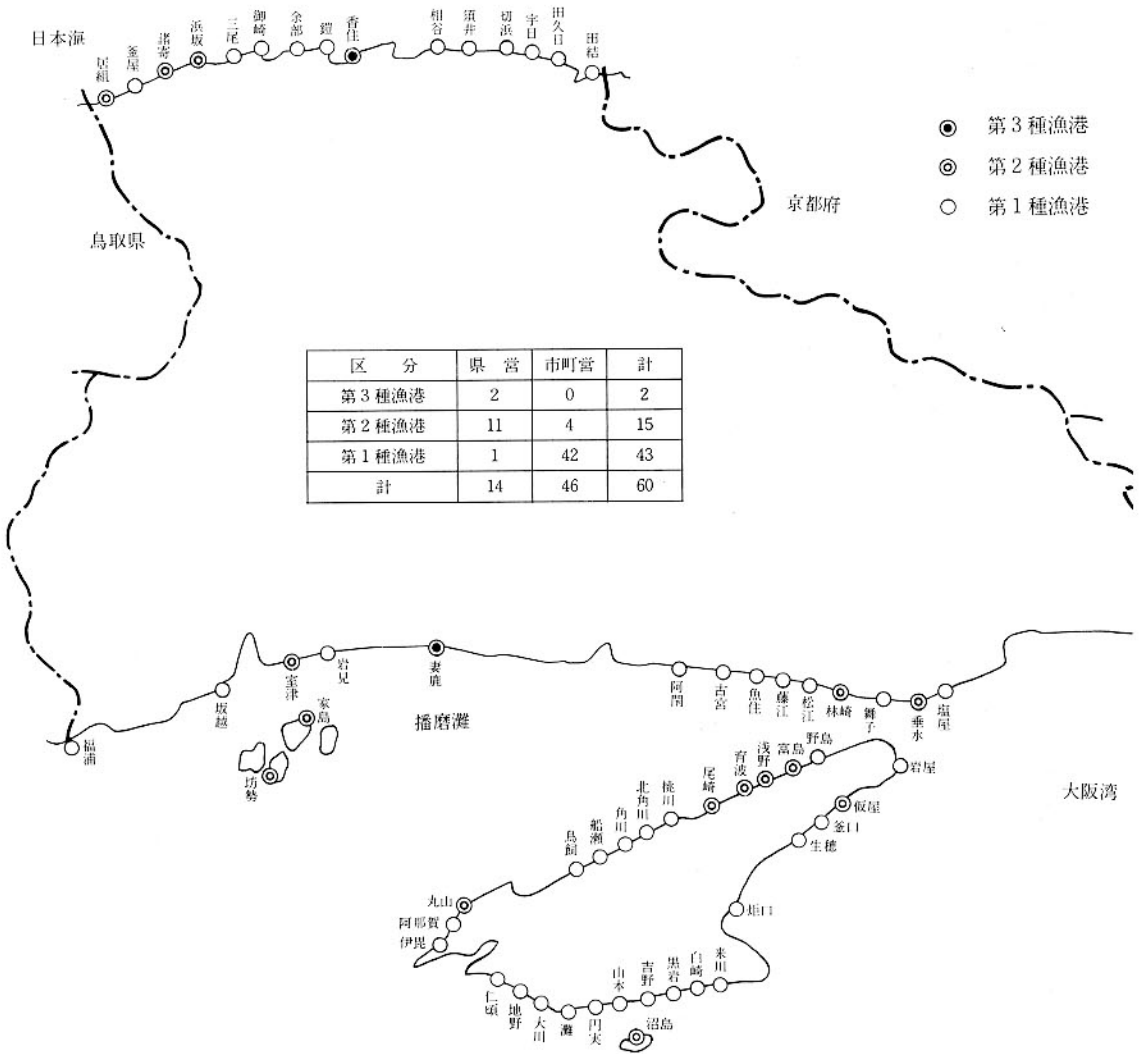
昭和53年末漁港施設現有量

施設	数量
防波堤	20,600m
護岸	8,540m
導流堤防砂堤突堤	5,120m
泊地——3日以下	567,000㎡
〃〃以上	560,000㎡
航路	183,000㎡
物揚場	7,380m
岸壁	3,300m
船揚場	6,100m
道路	14,600m
漁港施設用地	243,000㎡
廃油処理施設	1基

漁港整備事業の推移



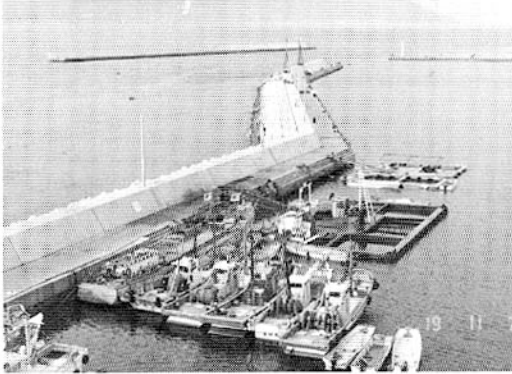
漁港の位置図



2. 漁船の変せん

昭和52年の動力漁船は9,361隻であり、その84%が瀬戸内海、16%が日本海で生産に従事している。

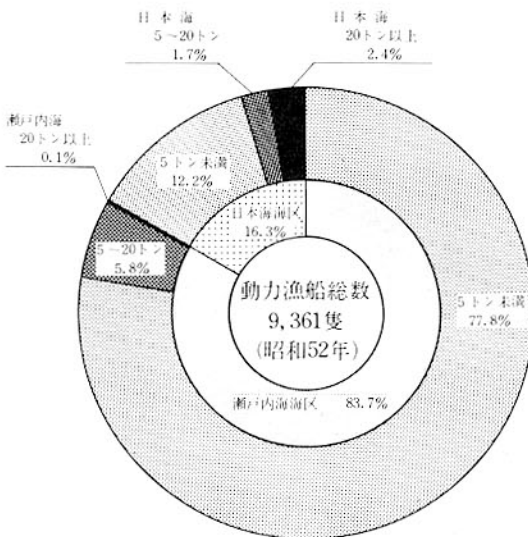
階層別には、5トン未満が8,397隻で90%を占め5トン以上は964隻で10%となっており、圧倒的に5トン未満の沿岸漁船で占められている。



内海の船びき網漁船

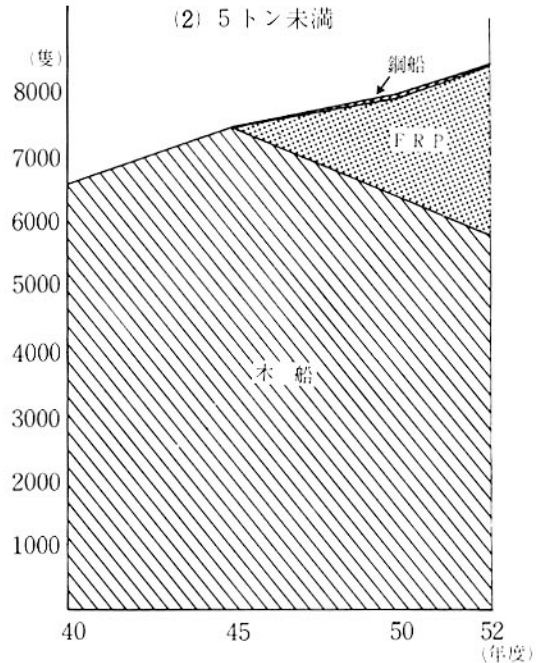
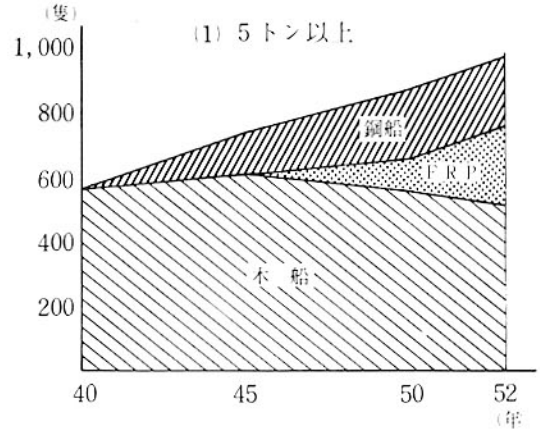
瀬戸内海においてはそのほとんどが5トン未満で日本海においても、その75%が5トン未満の沿岸漁船であるが、20トン以上の大型漁船は、すべてこの地域に在籍している。その大部分は

動力漁船数と、トン数別比率（海区別）



この地域の主幹漁業である沖合底びき網漁船と沖合いかつり漁船で占められている。

漁船の船体材の変化



昭和25年からの推移をみると、動力漁船6,952隻であったものが、昭和30年には7,294隻と微増の傾向にあった。しかし、昭和45年以降、漁船隻数は急激に増加の傾向を示した。これは、減少傾向を示していた1トン未満漁船のり養殖の普及により、のり作業船として再び増加したものであらうと見られている。反面、無動力漁船は、昭和25年8,126隻から昭和52年61隻へと激



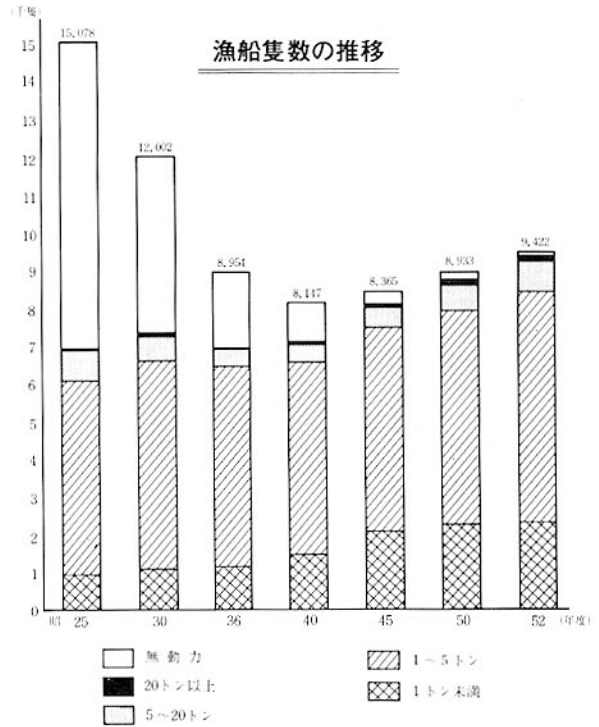
但馬のいかつり漁船

減し1トン未満の船外機漁船への転換を示している。

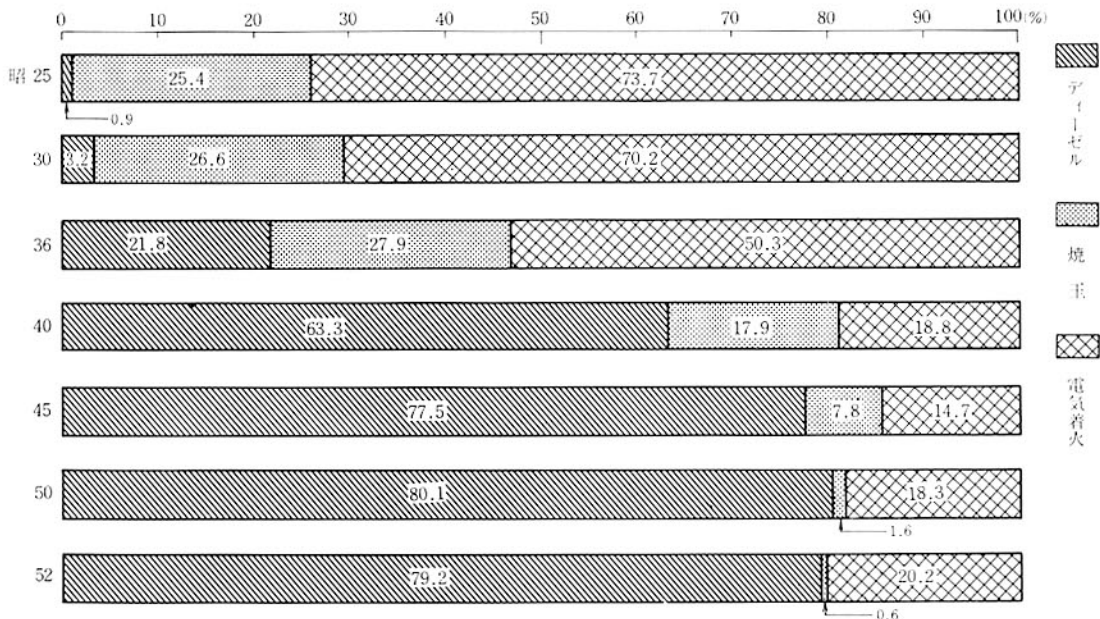
20トン以上の大型船では、昭和25年88隻でその主体は30～49トン階層67隻の沖合底びき網漁船で占められていた。しかし、昭和45年には20トン以上の階層は211隻に膨張している。これは沖合いかつり漁業の勃興と沖合底びき網漁業の上位階層への移行によるもので、その主体も、50トン～99トンの階層101隻が占めるようになった。この大型化の傾向は、鋼船化の傾向と一致しており、昭和25年～40年に至る間は、鋼船は県下で10隻に満たなかったが、昭和45年には134

隻、昭和52年には223隻となり極めて顕著な漁業構造の変革がうかがえる。

また、昭和40年代初期より実験的に導入されて来たFRP漁船は、昭和52年には2,866隻と全漁船の30%を占めるまでになった。



漁船の機関種類比率の変せん



機関の動きを見ると、昭和25年のディーゼルは僅か62隻で、焼玉1,768隻、電気着火5,122隻がその主体を占めていたが、昭和30年代後半から主として瀬戸内海の小型底びき網漁船を中心にディーゼル化が進み、昭和40年にはディーゼルが4512隻63%を占め、その位置は逆転した。昭和52年にはディーゼル7,003隻、焼玉144隻、電気着火1,602隻となり、電気着火もそのほとんどが船外機であるとみられることから、主要な漁業に従事する漁船のディーゼル化は完了したといっても過言ではない。

3. 水揚の推移

本県の漁業は、瀬戸内海と日本海において、その地域の条件に適した多様な生活活動を積極的に営んできた。

昭和52年の瀬戸内海の総生産額は375億円、日本海の総生産額は171億円でおよそ70:30となっている。記録がさだかとなった昭和38年には瀬戸内海は47億円、日本海16億円でその比は75:25となっており、漁業の内容には大きな変革があるにもかかわらず、生産額については同様の傾向を示している。

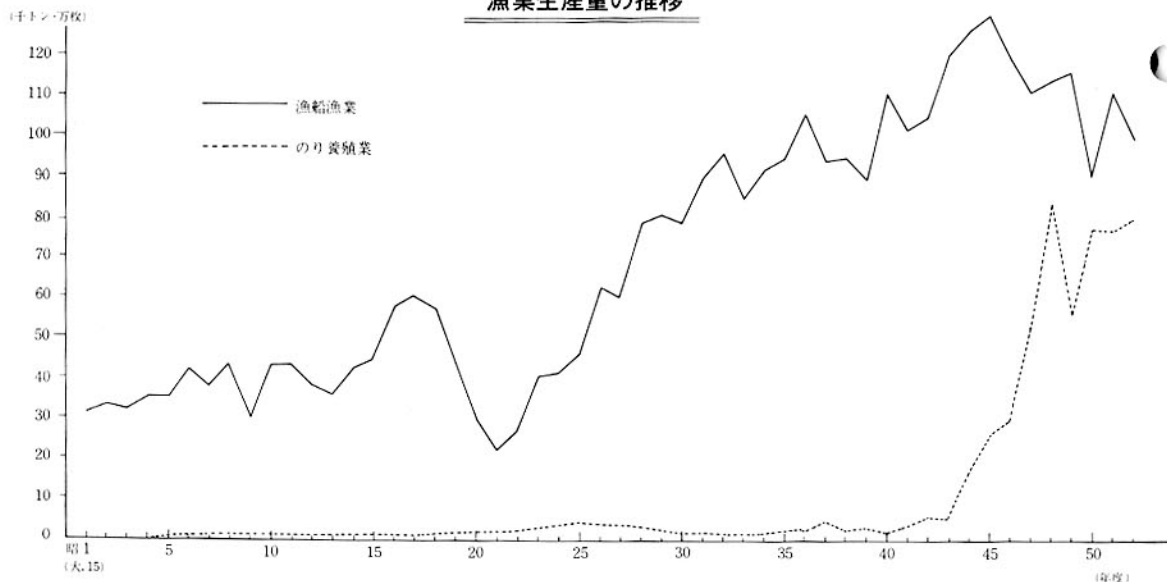
昭和初期からの漁船漁業の生産量の推移をみると、昭和2年32,941トン以降、昭和17年59,659トンに至る15年間、平均年率4%の順調な成

長をとげてきた。その後、戦中、戦後の混乱期には漁業生産も低迷を続け昭和21年には22,029トンまで落ち込んだが、昭和26年には61,749トンと戦前の水準を超えるところまで復旧した。特に昭和40年代以降は、旺盛な生産意欲と技術革新に支えられ生産は急激な伸びを示し、昭和45年には129,166トンと、日本海における沖合いかつり漁業、瀬戸内海の船びき網漁業の振興等により、昭和26年の2倍と史上最高の生産を記録した。昭和45年以降、のり養殖の順調な伸びとは逆に漁船漁業は停滞を続け、昭和52年の生産高は99,492トン、360億円となっている。

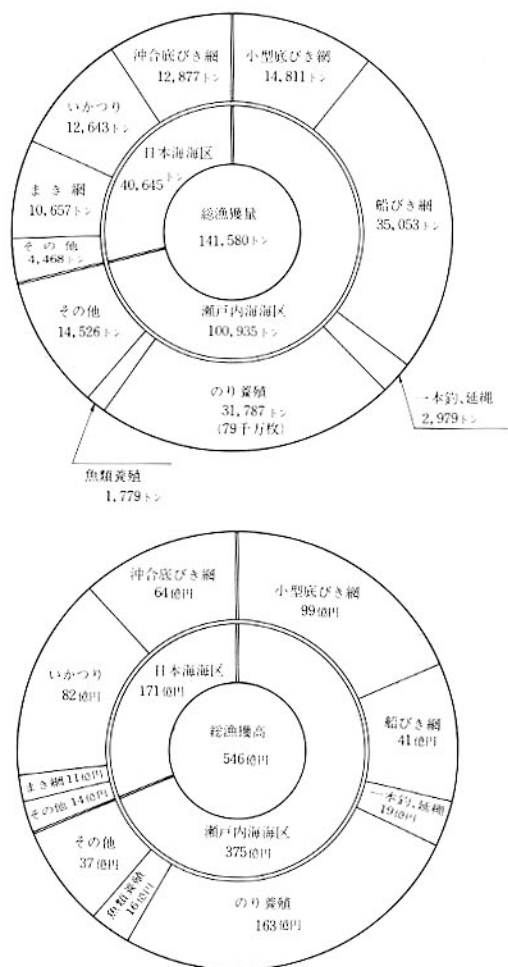
瀬戸内海におけるのり養殖は、歴史的には、昭和初期まで遡るが、浮流し養殖技術が導入された昭和40年代前半より急速に普及した。特に昭和45年257,758千枚、37億円の生産をあげて以降急速な進展を見せ、昭和52年には794,667千枚163億円の主幹漁業に成長した。

漁類養殖についても、ハマチを中心に全国に先がけ技術の導入普及に努め、昭和30年代後半より昭和40年代前半にかけては振興の一路をたどり、昭和45年には3,333トン、15億円の生産を記録した。その後、漁場環境の悪化、魚価低迷等の影響をもろに受け、本県の漁類養殖業は質的転換をせまられている。

漁業生産量の推移



漁業種類別・漁獲量・漁獲高（昭和52年度）



(1) 瀬戸内海の漁業

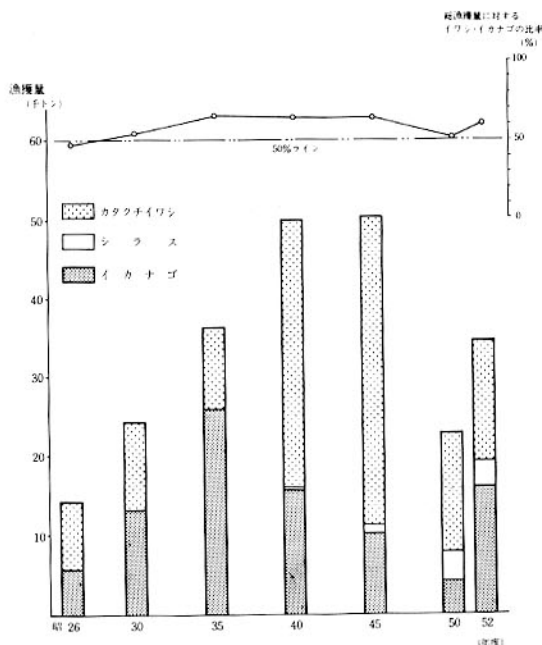
瀬戸内海は、平穏な気象と好適な漁場に恵まれ古くより多様な漁業活動が活発に展開されてきた。

昭和52年の漁船漁業の生産は58,847トン189億円でこのうち、カタクチイワシ、イカナゴの生産は31,505トンで53%を占めている。この資源は回遊魚であるため、海況による変動は極めて大きく、この生産動向が瀬戸内海漁業の豊凶を左右しているといっても過言ではない。ちなみに、昭和26年の生産量34,251トンのうちカタクチイワシ・イカナゴは13,973トン、40%、45年においても77,718トンのうち48,997トン、63%とそのウエイトに差はあっても瀬戸内海における主要魚種の座

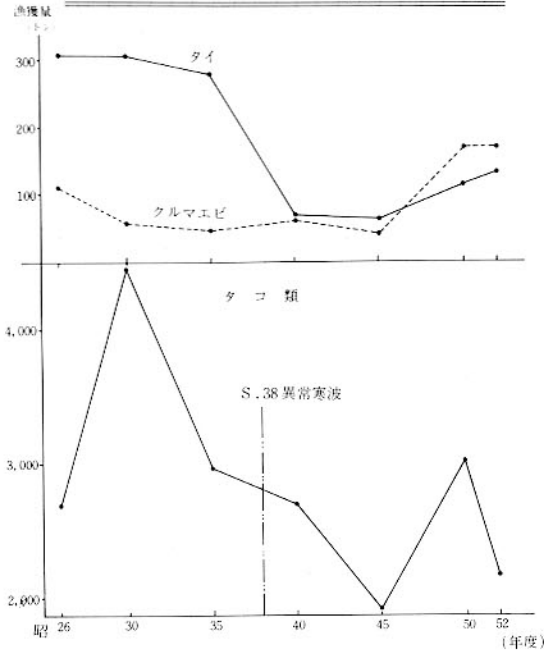
には変りない。昭和30年代末期までは煮干原料としてのカタクチイワシの生産が卓越し、昭和40年代初期より後半にかけては、魚類養殖の普及振興に伴い、飼料仕向に需要が高いイカナゴの生産が上昇した。昭和50年代に入ってから食用仕向とみられるシラスの生産が増加し選択採捕の傾向がうかがえる。

内海の特産品であるマグダイの生産は、昭和26年309トン、昭和30年308トンであったが、その後減少を続け、昭和45年には64トンにまで落ち込んだ。しかし、漁場整備が進むに伴い、昭和50年代に入り上昇傾向を示し昭和52年には138トンにまで回復した。クルマエビも昭和26年の112トンから、昭和45年43トンにまで急減したが、栽培漁業による資源添加が本格化するにつれて、昭和52年168トンにまで回復している。タコ類については、昭和38年の異常寒波による斃死等による資源の減少がみられたが、おおむね回復方向にあると見られている。

イワシ・イカナゴの生産推移

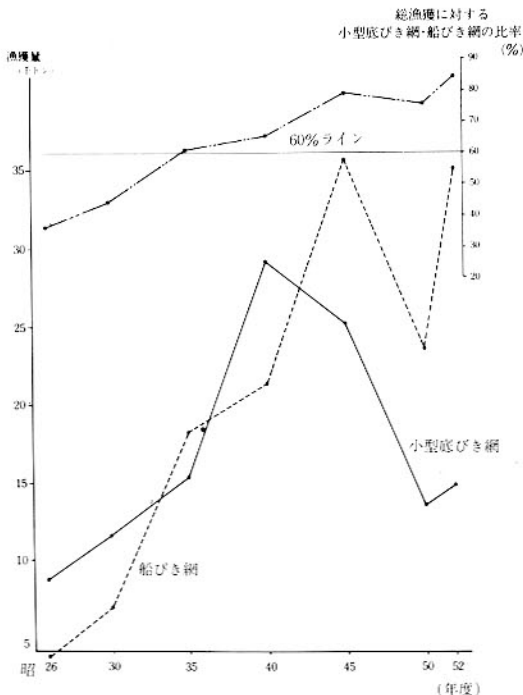


タイ・クルマエビ・タコ類の生産推移



小型機船底びき網漁業の主たる漁獲物であるカレイ類、タコ類、エビ類は比較的安定しており小型機船底びき網漁業は、船びき網漁業とともに瀬戸内海漁業の主幹漁業に位置している。昭

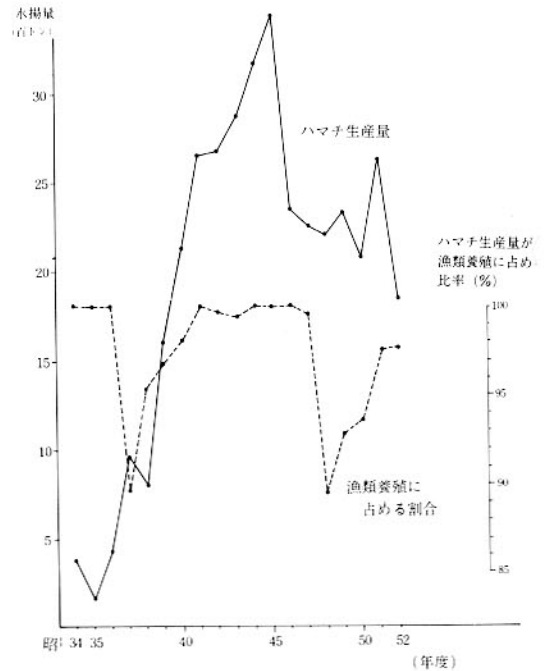
小型底びき網・船びき網漁業の生産推移



和26年のこの漁業の生産は、12,617トンで全体の37%、45年78%、52年には、49,864トンの生産をあげ85%を占め、この両漁業のウエイトは漸次上昇している。特に、昭和40年代以降の船びき網漁業の増加には目覚ましいものがある。瀬戸内海の漁船漁業の生産は、昭和45年を頂点として減少傾向を示しているが、これは昭和47年以降、赤潮・PCB・流出油事故等公害による影響が大きい。

また、冬期ののり養殖への転換、選択漁業への兆し等、漁獲努力の再配分も原因の一つであると思われる。のり養殖は、昭和4～5年頃はその端緒をみるが、戦後、加古川、揖保川、千種川の河口域を中心とする播磨沿岸漁場に、そだひび、続いて網ひび養殖として発達してきた。そだひび時代の昭和25年の生産は、41千枚であり網ひびの導入の始まった昭和30年代はおおむね18,000千枚程度で推移している。しかし、昭和40年代に入って、浮流し養殖技術、昭和42年冷蔵網技術の導入によって、従来のり養殖が不

ハマチ養殖生産量の推移



可能とされていた神戸、明石、淡路地区に新規漁場が開拓され、生産加工の機械化、協業経営

等による経営の合理化と相伴って、のり生産は飛躍的な発展をとげた。統一共販が開始された昭和35年22,364千枚、1億円とのり養殖は昭和52年794,667千枚、163億円と驚異的な発展をとげている。

魚類養殖は、昭和33年、福良湾に県営ハマチ養殖場を設置したことにはじまる。翌34年より、由良、坊勢地区において384トン生産、それ以降順次着業数は増加し、その生産も順調に展開したが、特に昭和38年に始まる沿岸漁業構造改善事業の積極的な助成策により、家島、坊勢地区を中心に全国をリードする魚類養殖時代を迎え、昭和45年には3,333トン15億円の生産をあげ、一躍脚光を浴びるに至った。この魚類養殖の振興により、ハマチ等の鮮魚を消費者に安定的に供給した功績は誠に大きいものがある。しかし、昭和47年の悪性赤潮の発生に始まる漁場環境の悪化、無秩序な全国普及ならびに過剰生産に起因する魚価の低迷等、魚類養殖は極めて厳しい時代を迎えている。

(2) 日本海の漁業

日本海の漁業は、沿岸域が狭隘であるため沿岸漁場の利用度が低く、瀬戸内海と比較すると単一的である。

昭和52年の総生産高は、40,645トン171億円であるが、このうち沖合底びき網漁業12,877トン64億円、いかつり漁業12,643トン82億円、まき網漁業10,657トン11億円とこの主幹漁業で生産量の89%、生産額の92%を占めている。

沖合底びき網漁業は古く大正2年に発動機船を導入して以来、昭和7年には沿海州出漁の輝ける伝統を有する主要漁業であるが、戦後、日韓共同漁場での制約、漁獲努力の増大に伴う資源の固枯等、昭和40年24,099トンの生産をあげてから後、低迷を続けている。特にこの漁業の主要漁獲物であるズワイガニは、昭和35年5,088トンと全国1～2位を競う生産を誇って来たが、この種の生態から再生産は遅々としており、メスガニの採捕制限等数々の自主規制にかかわらず、昭和52年1,733トンと急激に減少し、資源の回復が危ぶまれている。

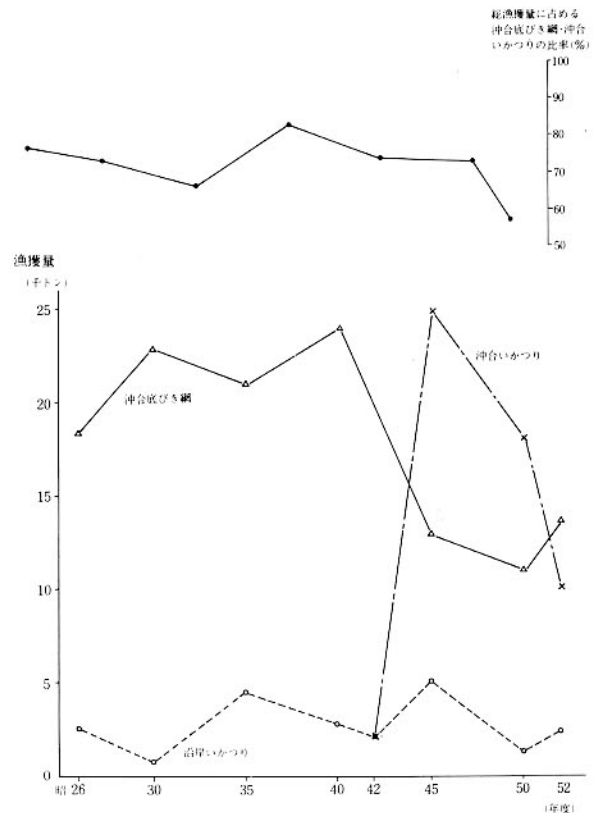


水揚げされたズワイガニ

いかつり漁業も昭和40年代初期、大和堆を中心とする漁場が開発され沖合漁業として、底びき網漁業と共にこの地域の主幹漁業の一つとして目覚ましい伸びをみせて来た。

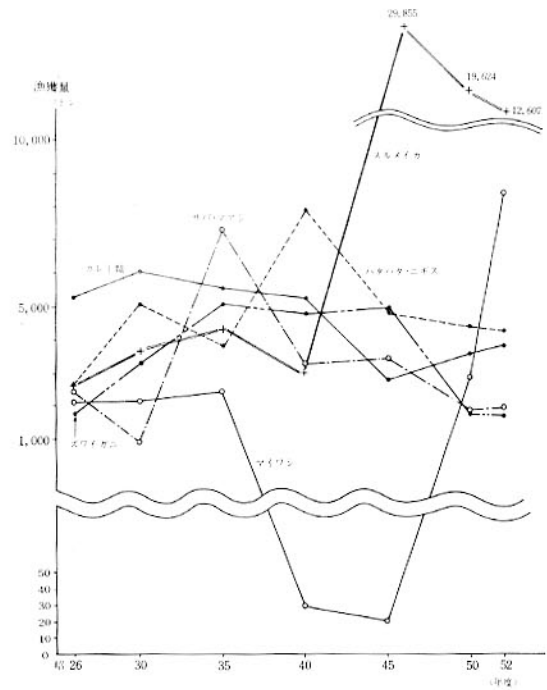
いかつり漁業は沖合漁場が開発される昭和40年代初期までは、沿岸のいかつりが主体で対馬暖流接岸の消長に、その豊凶を左右されてきた。

沖合底びき網・いかつり漁業の生産推移



従ってこの漁業生産は昭和26年2,424トン、昭和30年841トン、昭和40年2,912トンと大きく変動してきた。沖合漁場を主要漁場とする沖合いかつり漁業の振興により、スルメイカの生産は飛躍的に伸び昭和45年には、29,855トンを記録したが、あまりにも急激な漁獲努力の投入による資源の減少等加えて、200海里問題に端を発する漁場の規制等により、昭和52年には12,607トンと生産が減少するに至った。昭和52年10,657トンの生産をあげたまき網は、主として昭和40年代まで沿岸部で全盛期にあった浮敷網漁業の転換によるものであり、イワシ・アジ・サバ等の浮魚を対象としているが、特に最近では、マイワシの漁獲が急増している。

日本海における主要魚種の生産推移



魚種別漁獲量及び漁獲高

(瀬戸内海区)

	魚種名	魚獲量 (t)	比率 (%)	漁獲高 (百万円)	比率 (%)
魚	類	49,697	35.2	12,612	23.1
内 訳	イワシ類	16,685	11.8	522	1.0
	イカナゴ	15,235	10.8	1,325	2.4
	シラス	3,067	2.2	1,628	3.0
	カレイ類	2,053	1.5	2,438	4.5
	マアジ	1,603	1.1	906	1.6
	スズキ	734	0.5	976	1.8
	サワラ	605	0.4	582	1.1
	タイ類	395	0.3	655	1.2
	その他	9,320	6.6	3,580	6.5
貝	類	925	0.6	450	0.8
水産動物		7,887	5.6	5,860	10.7
内 訳	エビ類	2,274	1.6	2,422	4.4
	タコ	2,136	1.5	1,841	3.4
	イカ類	1,488	1.1	767	1.4
	ナマコ	568	0.4	262	0.5
	カニ類	218	0.2	208	0.4
	その他	1,200	0.8	360	0.6
藻	類	338	0.2	25	0.1
養殖		41,906	29.6	18,552	34.0
内 訳	のり	31,787 (794,667千枚)	22.4	16,269	29.7
	ハマチ	1,772	1.2	1,623	3.0
	その他	8,522	6.0	707	1.3
瀬戸内海合計		100,935	71.2	37,546	68.7

(日本海区)

	魚種名	漁獲量(t)	比率(%)	漁獲高(百万円)	比率(%)
魚	類	22,443	15.9	4,021	7.4
内 訳	イワシ類	9,069	6.4	400	0.7
	カレイ類	3,806	2.7	1,236	2.3
	ハタハタ	2,540	1.8	587	1.1
	サバ類	1,816	1.3	180	0.3
	ニギス	1,809	1.3	300	0.6
	タラ類	1,129	0.8	79	0.1
	ブリ類	467	0.3	488	0.9
	マアジ	185	0.1	165	0.3
	その他	1,622	1.2	586	1.1
貝	類	702	0.5	225	0.4
水産動物		17,147	12.1	12,751	23.3
内 訳	イカ類	12,917	9.1	8,337	15.3
	カニ類	2,868	2.0	2,521	4.6
	エビ類	1,265	0.9	1,873	3.4
	その他	97	0.1	20	0.0
藻	類	353	0.3	105	0.2
日本海合計		40,645	28.8	17,102	31.3
兵庫県合計		141,580	100.0	54,648	100.0

Ⅲ 漁協の事業

1. 販売事業

(1) 漁協の販売事業

漁協の設立当初における販売事業は、鮮魚貝類を主体に県下98漁協のうち、62漁協で実施されており販売事業の実施率は63%であった。地区別には表1に示すとおりである。当時における県下の漁業総生産額は25億5,000万円で、地区別の生産額に対する漁協での販売事業取扱率は、摂播地区62%、淡路地区84%、但馬地区96%であり、各地区毎の実施率、取扱率にはかなりの格差があった。これは内海地区にあっては、活魚による市場への流通と、消費地に隣接した立地等により、一般市場への出荷や魚商人の直接買付が他地区より活発であり、また比較的小規模組織の漁協が多いことによるものである。一方但馬地区では、多獲性魚種(加工原料魚)が主に水揚げされ、さらに消費地域との遠隔性等により漁協での販売体制が早くから確立されたものである。

表1 漁協設立当初の販売事業実施状況

地区別	漁協数	販売事業実施組合数	実施率
摂 播	52	24	46%
淡 路	37	29	78%
但 馬	9	9	100%
全 県	98	62	63%

また、昭和30年代には魚価の上昇と漁業生産の増大に比例して、漁協での販売取扱高は増大し、昭和35年度においては県下漁業総生産額51億5,000万円に対し、漁協での総取扱高は36億6,000万円となり、販売取扱率は71%に達した。

なお、当時、西播地区の14組合において、のり養殖が行われ、乾のり販売については各漁協で対応されていたが、昭和35年度からは内海漁連による系統共販が開始されることとなった。昭和40年代に入り鮮魚貝類では日本海のスルメイカ、瀬戸内海のカタクチイワシ、イカナゴの漁獲増加と、ハマチ養殖の生産拡大によって鮮

魚貝類の生産額は急増する一方、瀬戸内海地区においては、のり養殖漁業の急速な伸長により、昭和45年度には、県下の漁業総生産額は約170億円となり、漁協の販売取扱高は約115億円で販売取扱率は69%となった。乾のり販売については系統一元集荷のもとで高い取扱率となったが、反面ハマチ養殖は、養殖漁業者の経営問題或は漁協の体制等から直接各市場に出荷或は魚商人に販売するなど漁協販売事業の取扱いには至らなかった。



入札風景

その後、引続き、昭和40年代後半より50年代にかけて漁協販売事業は比較的順調に推移し、なかでものり養殖の好調から、昭和52年度においては県下の漁業総生産額は546億円、漁協の販売取扱高は、449億円となり、販売取扱率も82%と急上昇した。現在における漁協の販売事業実施の状況は表2のとおりであるが、これは乾のり販

表2 昭和52年度の販売事業実施状況

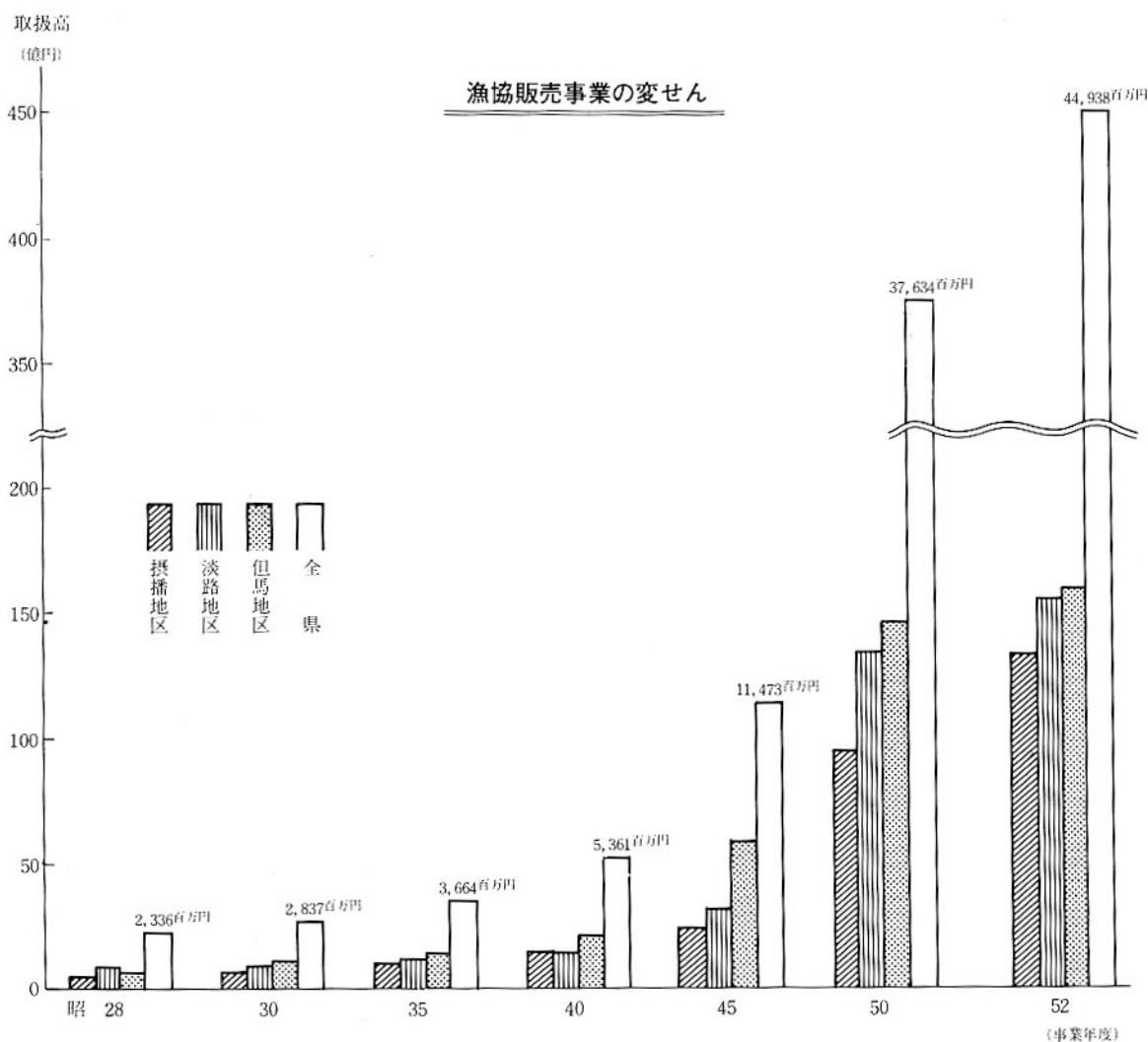
地区別	漁協数	販売事業実施組合数	実施率
摂 播	35	30	86%
淡 路	27	25	93%
但 馬	5	5	100%
全 県	67	60	90%

表3 昭和52年度の鮮魚販売実施状況

地区別	漁協数	鮮魚販売実施組合数	実施率
摂 播	35	13	37%
淡 路	27	25	93%
但 馬	5	5	100%
全 県	67	43	64%

売取扱い実績を含めたものである。鮮魚販売のみで見ると、販売取扱率は82%であり、販売事業実施の状況は表3のとおりで、漁協の設立当時に比べて取扱率では伸びているものの全体の実

施率については同じ状況にある。特に摂播地区については漁協の経営規模の問題と併せて、鮮魚販売取扱いの検討が必要であると思われる。



(2) 漁連の販売事業

漁協系統における販売事業は、組合運営の根幹をなす最も重要な事業であり、漁業者の漁獲物を単に販売するのみでなく、漁獲物の適正な価格形成と流通の改善によって漁業経営の安定をはかることである。そうした観点から漁連に

おいては、昭和35年度にのみ共販を開始したのが販売事業の始まりで、以来、昭和36年度には煮干共販、寒天原藻(天草)共販を実施した。煮干共販については昭和39年、寒天原藻共販は昭和45年にそれぞれ生産の減少、或は社会情勢の変化により共販を中断するところとなったが、

昭和52年度からは、わかめ共販並びに鮮魚貝類の取り扱いを実施している。

イ のり共販

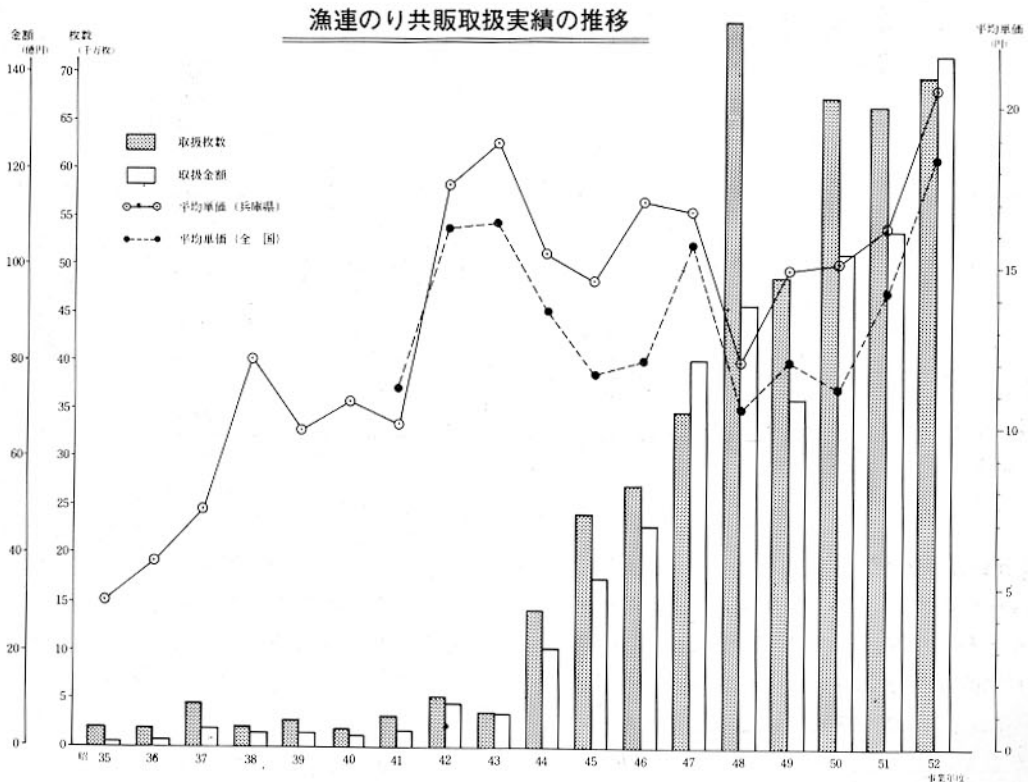
のりの販売については、単協或は地区ごとに実施されていたが、県当局のご指導と網干漁協を始めとする関係組合、さらにはのり商社の理解と協力を得て、昭和35年漁連の一元集荷販売による系統共販を網干漁協集荷所において開始した。

当時生産は、2,200万枚、1億円程度であったが、40年代に入ってからは、東播、淡路地区の飛躍的なのり養殖の伸長により、共販取扱高も急増した。それに対応して昭和46年度からは、林崎漁協集荷所と、網干漁協集荷所の2ヶ所で共販を実施することとなり、取扱高も2億7,000万枚、46億円にまで伸長した。さらに、昭和48年度には全国的に史上最高という大豊作により、大幅な価格低下をきたしたため、これをふまえて昭和49年度からは、需給の均衡を基本とした全国的な取組みでのりの漁期対策が実施されること

になった。本県においても、生産急増による共販体制の整備強化が迫られるところとなったので、播磨町のり流通センターを建設し、昭和49年度から共販業務を実施するところとなった。以来、のり養殖の順調な推移によって、共販取扱高も昭和52年度には、7億枚、144億円にまで発展し系統共販の成果をあげるに至った。



漁連ののり共販風景



□ 煮干製品共販

本県の主要生産物であるイワシ・イカナゴは、従来より大漁時の魚価安定については、関係者の均しく腐心してきたところであった。昭和36年県当局のご指導のもとに、イカナゴ（肥料用）、イワシ（イノシン酸並びに肥料用）の煮干製品の取扱いをはじめ、当初、かなりの成果を取めたが、養殖餌料向け需要の増大、化学肥料の進出等により需要が減少したので、昭和39年以降共販取扱いを中断した。

ハ 寒天原藻(天草)共販

淡路地区を主産地とする天草類は、地元商人へ直販されていたが、生産者の利益確保を図るため県当局のご指導のもとに、昭和36年より漁連共販を開始した。さらに、昭和37年からは全漁連主催の中央共販に参加し、その強化・充実につとめた。

しかし、貿易の自由化により、市況の悪化と生産の減退で、昭和45年から系統共販も中断となっている。

ニ わかめ共販

本県わかめ生産は、但馬及び内海両海域において行われているが、主漁場である淡路地区での養殖経営体数及び養殖規模の増大により、生産は急激に増加し、50年代に入ってから、平年作で約1万トン(推定)の生産量となるまでに伸長した。

一方、流通面においては、地元及び徳島地区の流通業者に直売されていたが、近年干わかめから塩蔵ポイルわかめに消費の流れが変わったこと、生産が増大したこと、韓国からの輸入による需給関係が著しく悪化したことなどで、全国的にわかめ業界は不振をきたすところとなっ

昭和52年度・わかめ共販取扱高

種 別	数 量(kg)	金 額(円)
原 藻	766,873	41,052,124
塩 蔵	919,775	80,920,766
干	9,180	1,635,380
計	1,695,828	123,608,270

(注) 数量は原藻換算 塩蔵×2.5
干 ×10.0

た。わかめ養殖の経営安定を期すべく、昭和52年度より全国共販を実施するところとなった。

ホ 鮮魚貝類の取扱い

本県で漁獲される多獲性魚類にあつては、漁獲の変動、流通対策面等、多くの問題をかかえている。漁連においても販売業務の拡大と流通対策の視点から、新県漁連の発足を機として、昭和52年度より取扱い業務を開始するところとなった。

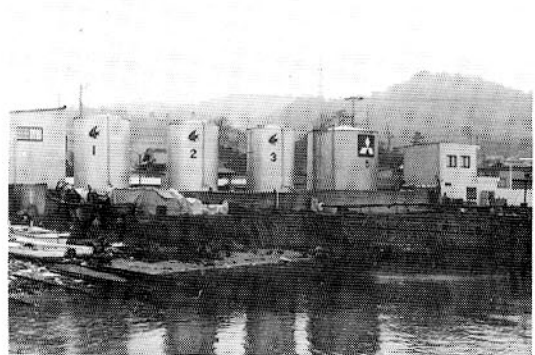
昭和52年度・鮮魚貝類取扱高

種 別	数 量(kg)	金 額(円)
イ ワ シ	91,274	4,220,940
大 女 子	28,836	2,915,319
稚 貝	30,760	5,140,440
計	150,870	12,276,699

2. 購買事業

(1) 漁協の購買事業

漁協の設立当初における購買事業は、98組合のうち56組合において実施されており、組合における購買事業の実施率は57%であった。当時、事業実施組合における総取扱高は、年間2億8,000万円で1組合当り平均500万円程度の取扱実績である。これを地区別にみると、摂播地区23%、淡路地区20%、但馬地区57%で地域間に格差があった。但馬地域における取扱率の高いのは、組合購買事業体制が内海地区に比べて確立していたことと、沖合漁業による石油類の取扱いのウェイトが高いことによるものと考えられる。

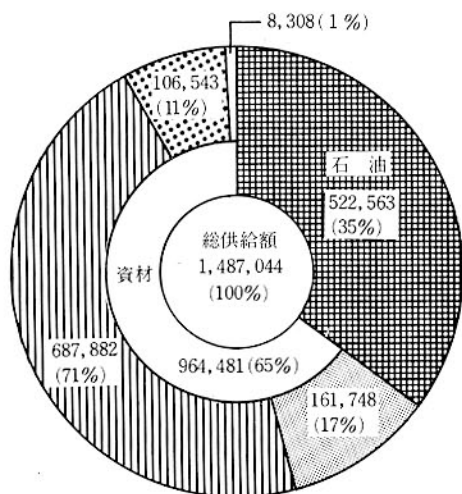


漁船用大型油タンク

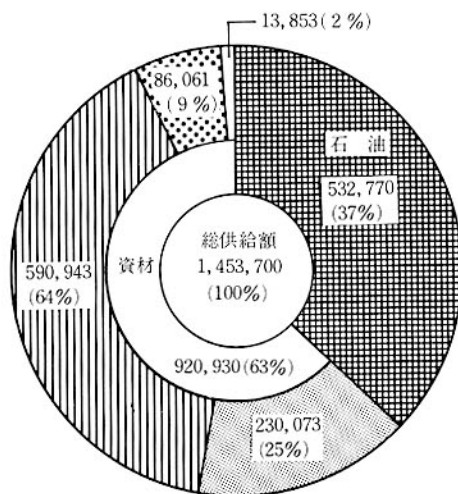
購買事業の品目別取扱状況 (昭和52年度)

(単位：千円)

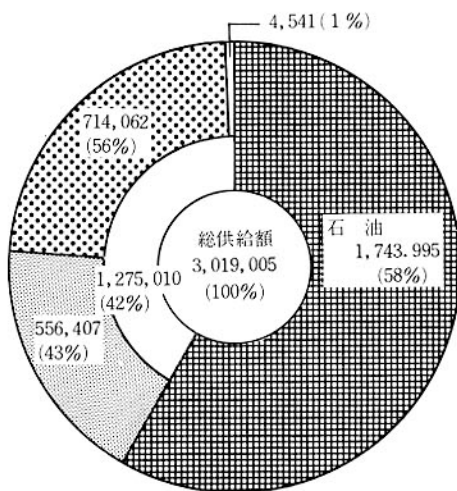
(1) 摂播地区



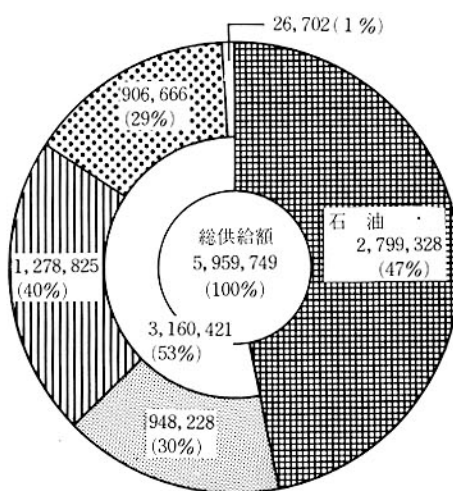
(2) 淡路地区



(3) 但馬地区



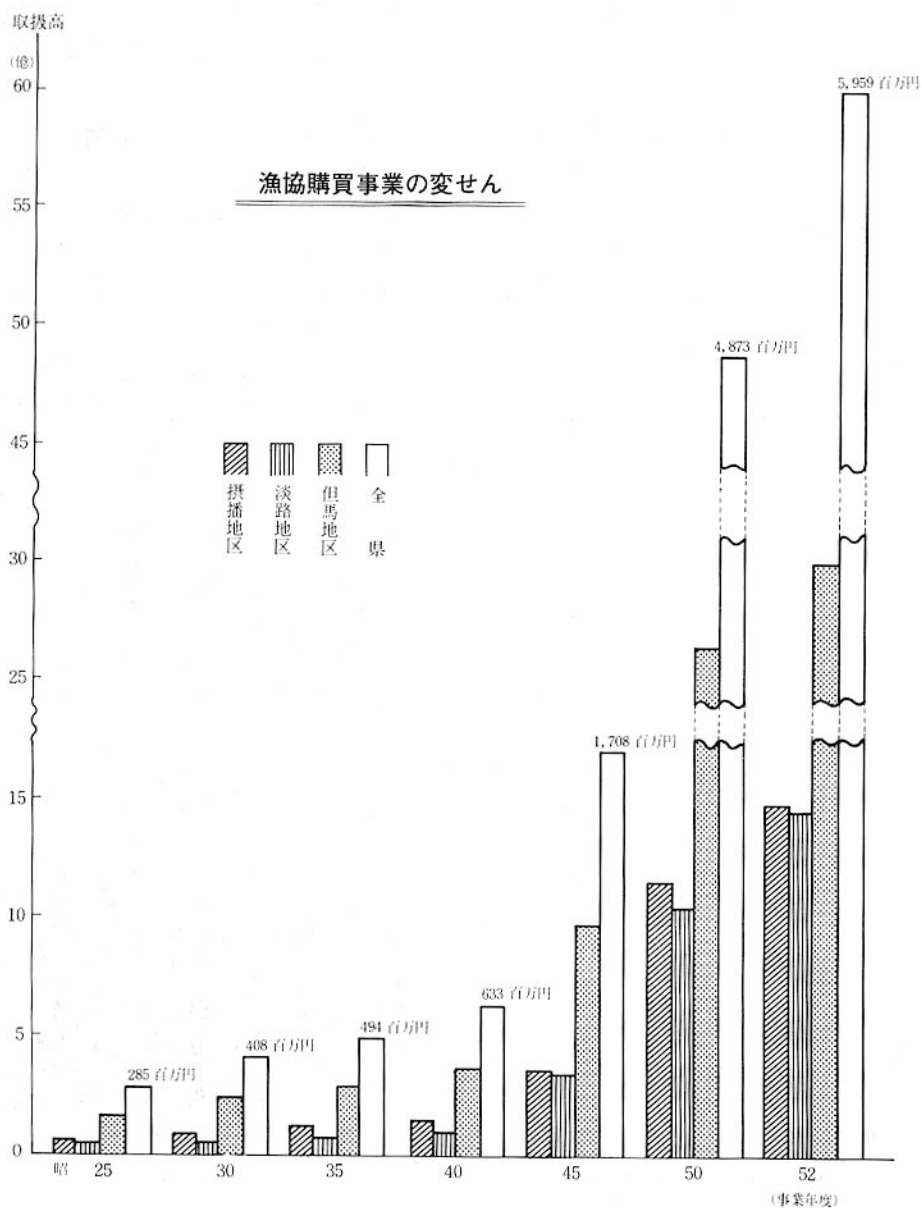
(4) 全 県



資料：「漁業協同組合一斉調査(昭和52年度)」(県水産課)による。

昭和30年代に入り、取扱高は各地区とも順調な伸びを示し、県下総取扱高は4～5億円で推移した。昭和35年頃より合成繊維の開発によ

て、漁業資材の耐用年数が延長し、購買事業はもとより漁業経営にも大きな変化をきたす結果となった。また、昭和40年代においては内海地



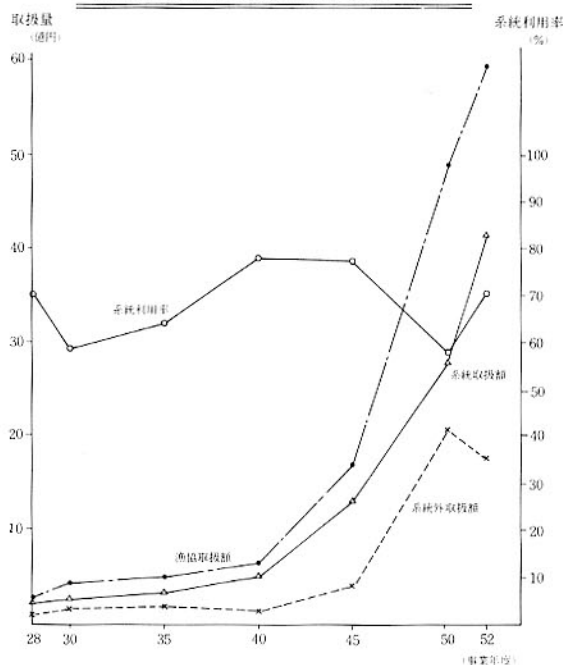
域における、のり養殖の急激な伸長により、のり養殖資材機器を始め、石油製品の取扱いは年々急増し、昭和50年度においては総取扱高は約49億円となった。

さらに、昭和52年度においては67組合のうち、45組合において購買事業が実施されており実施

率は67%、これを地区別にみると摂播地区57%、淡路地区74%、但馬地区100%となっている。また県下総取扱高は約60億円1組合当たり平均取扱高は1億3,000万円となっている。地区別には摂播地区25%、淡路地区24%、但馬地区51%である。

内海地区の実施率が低いのは、もっぱら組合の小規模性に起因している。それをカバーする形で従来漁連が組合員への直接購買方式をとってきたため、低い実施率にもかかわらず系統利用率は比較的高い水準にある。その中において漁業資材は品目が多種多様にわたり漁業者の選択が強いため取扱量の増大が期し難く、特に漁船漁業資材にこの傾向が強い。ただのり養殖資材については加工機械を始め、規格商品が多い関係上、組合としての対応も容易であり、漁連のり共販との関わり合いもあって漁協資材購買の充実につながってきた。なお石油購買においては、昭和49年度の石油ショックを契機として系統利用率がたかまる方向にある。

漁協購買事業取扱高と系統利用率



(2) 漁連の購買事業

設立当時における漁連の購買事業は、旧団体の諸施設を継承し不備な体制のもとで出発した。当時、内海漁連においては石油製品8,000万円、漁業資材2,000万円、年間供給額は1億円、一方但馬漁連においては石油製品5,000万円、漁業資材5,000万円、年間系統供給額は1億円、県下漁協取扱総額に対して70%の系統供給率で、品目別には石油製品67%漁業資材33%の取扱いであ

った。

昭和30年代に入って、内海漁連においては設備の充実をはかり漁協への供給体制を逐次整備しながら、併せて員外販売を推進した結果、取扱額も年々上昇するところとなった。また但馬地域においても、漁業資材の取扱額が大幅に増加した。

昭和40年代に入って内海地区ではのり養殖漁業の急激な伸長により、のり生産用資材および加工用機器の需要が高まり、機械化の普及と新製品の開発、協業体の分化等により、新設或は更新が活発に行われるところとなった。従って、のり資材機器の取扱いについて共販体制の確立を軸として一層の系統利用を推進した結果、利用率において相当高い水準に達する結果となった。また石油製品においても、のり加工用燃料の増加等によって供給が急増し、内海漁連の購買事業取扱実績は資材・石油とも大幅な伸びとなった。一方、但馬地区においては昭和40年代以降の沖合いかつり漁業の振興により但馬漁連の石油製品の供給が大幅に増加し、昭和45年度に両漁連の系統供給率は76%となるに至った。とりわ

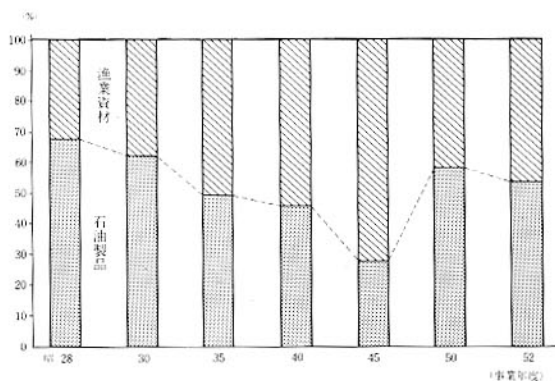


漁連スタンド

け漁協、漁連を中心とする系統購買事業は、昭和48年度に発生した石油パニックによってその真価を発揮した。さらに県下漁業界の強い要請のもとに、昭和51年度には3漁連合併を実現し、これを機として新県漁連の積極的な系統利用を推進した結果、昭和52年度における県漁連の購

買事業取扱実績は76億円となり飛躍的に増大した。なお昭和49年度からはリース事業の導入、52年度では全漁連の資材購買モデル県の指定を受けるなど、また生産設備の技術革新による新商品の積極的な取扱い、資材直売所の開設、さらにこまやかな受注活動の実施等により、系統利用の普及につとめながら買事業の拡大推進をはかっている。

漁連購買事業における品目別取扱高比率



3. 信用事業

(1) 漁協貯金の推移

漁協が発足した当時、貯金業務を行う組合は総数8(うち内海1 但馬7)に過ぎず、貯金総額も5千万円に満たなかった。漁協においてこの事業が本格的に始動したのは、昭和30年代に入り漁協婦人部が次々に結成され、1日10円貯金を皮切りに、地道な貯蓄運動が展開され出してからであった。

それより前、昭和26年10月に信漁連が設立、同11月より業務を開始したが、漁業権証券の資金化から出発、割増金付定期貯金の実施、貯蓄奨励金交付措置決定、漁協婦人部の掌握、特別推進重点組合の指定と、漁協貯蓄運動の方向づけを行っていった。

しかし、最大のネックは漁協における水揚代金の把握であった。当時、水揚代金の完全振替を実施していたのは香住町漁協のみで、但馬地区漁協は次第に追従したものの、内海地区漁協はほとんどが毎日現金払いという状況であり、こ

の根本的な改善が至上命題であった。水揚代金の貯金振替運動は、以後息長く続けられ、昭和30年代には、但馬地区漁協のすべてが全額振替制度を実施、内海地区漁協も昭和40年代半ばには水揚代金精算方法の改善と一部貯金振替制度が採用されるに及んで、本県漁協貯蓄運動推進の基盤ができた。



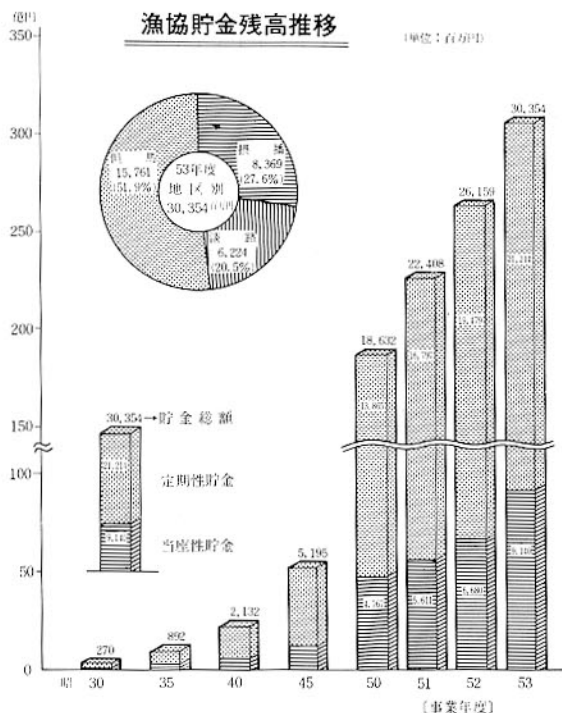
漁協貯蓄推進大会

(表1) 貯金業務を行う漁協数の推移

	昭和35年度末	昭和40年度末	昭和45年度末	昭和50年度末	昭和53年度末
漁協総数	86	83	75	67	67
うち登録金融機関漁協数	32 (33)	36 (37)	38 (39)	39 (40)	39 (42)

(注) カッコ内は水加工協を加えた数である。

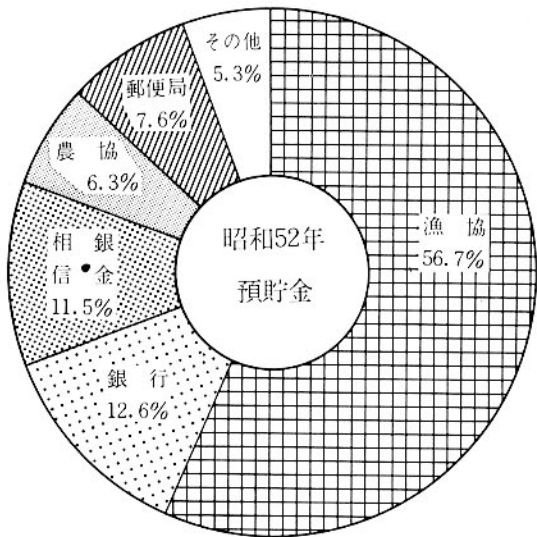
漁協貯金残高推移



昭和34年水協法施行10周年を迎えたとき、はじめて県漁協貯蓄推進員制度を設定、同年9月には全推進員の委嘱を終え、推進体制の確立がはかられた。

昭和37年、漁協貯蓄運動は全国運動にまで高まった。全国漁協貯蓄500億円達成3か年運動を第1次として、昭和52年度末には、第5次1兆円運動を達成、現在、第6次2兆円運動を展開している。この全国運動の中における本県の成績は、常時13位前後に位置し、着実な足取りをみせている。特筆すべきは、昭和37年当時貯金残高構成比、内海14：但馬86であったものが、次第にその格差をちぢめ、現在では、内海48：但馬52までに達したことである。

漁家の預貯金利用先別比率



(表2) 全国漁協貯蓄運動の推移 (単位:億円)

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
運動期間	37~39	39~41	42~44	45~49	49~53
達成時期	38 (繰上げ)	41	44	48 (繰上げ)	52 (繰上げ)
全国目標額	500	1,000	2,000	5,000	10,000
実績額	532	1,110	2,236	5,243	10,160
本県目標額	15	25	44	120	260
実績額	18	29	52	132	262
うち内海	3	6	16	53	117
うち但馬	15	23	36	79	145

(表4) 漁家の預貯金利用先別比率表 (%)

	漁協	銀行	相互銀行	信用金庫	農協	郵便局	個人無尽 頼母子講	現金	その他
昭和40年	42.7	13.9	4.3	7.0	8.5	10.1	4.5	3.3	5.7
昭和42年	54.8	10.2	3.4	6.0	9.3	8.4	2.1	2.1	3.7
昭和44年	50.4	12.6	3.6	8.9	9.0	7.6	2.3	2.3	3.3
昭和46年	50.5	10.0	2.0	11.3	11.3	7.0	1.0	2.5	4.4
昭和48年	53.7	11.8	2.0	8.2	9.0	7.2	1.0	1.7	5.4
昭和52年	56.7	12.6	2.7	8.8	6.3	7.6	1.0	1.0	3.3

(注) 毎回の回答率は60%前後である。

(表3) 昭和54年3月末現在漁協貯金各指標

	摂播地区	淡路地区	但馬地区	県計
登録金融機関漁協数	13	23	6	42
貯金残高	百万円 8,369	百万円 6,225	百万円 15,760	百万円 30,354
貯金の前年度比伸び率	28.4%	20.1%	9.0%	16.0%
貯金対水揚高比	54.6%	34.2%	91.3%	59.3%
組合員1人当り貯金高	千円 3,221	千円 1,630	千円 5,119	千円 3,216
貯金対貸出金比率	40.0%	40.0%	79.4%	60.4%

なお、信漁連では、昭和40年から原則として隔年毎に漁家経済調査を実施してきたが、その結果、あらわれた漁家の金融機関別預貯金利用状況は逐年漁協集中率の向上を示している。

また、漁協貯金は、昭和47年2月から発足した全国漁協信用事業相互援助制度及び昭和48年7月から発足した農水産業協同組合貯金保険制度により、十分な貯金者保護が講じられることとなった。

(2) 漁協貸出金の推移

漁協が発足した当時、漁協貸出の中心は漁業手形制度であった。しかし、極端に原資の乏しい漁協にあっては、もっぱら貸出機能は農林中金よりの転貸に委ねられ、やがて信漁連設立とともに信漁連へ移行した。

県においては、昭和27年漁村振興及び漁業転換資金融通制度、昭和31年、農林漁業振興資金融通制度、昭和36年、漁業近代化資金制度、昭和41年、漁家生活改善資金制度等、次々に県単独

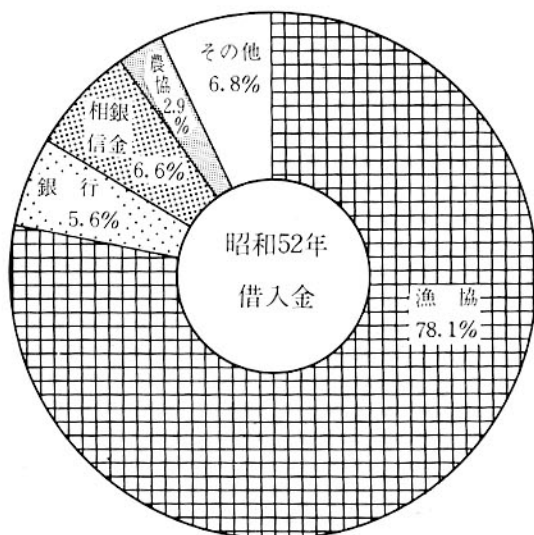
融資制度を創設して、漁業者への特別融資措置を講ずるとともに、漁協貸出業務の伸長を期してきた。これによって漁協貸出金は、昭和43年末ようやく20億円を超え、系統シェアは50%強に達している。しかし、この間、漁協信用事業体制は未整備のものが多かったところから、信漁連は全県的に再預け転貸方式を積極的に推進した。やがてこれが定着し漁協貸出の基調は長く転貸をベースとすることとなった。

(表5) 漁業近代化資金融資の推移

(単位:百万円)

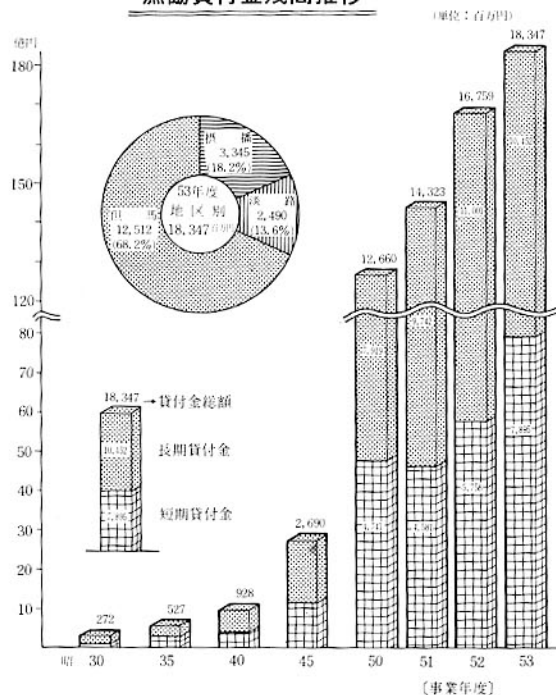
	全国 融 資 枠	本 県 融 資 枠	本 県 融 資 実 績
昭和44年度	10,000	251	251
昭和45年度	25,000	744	744
昭和46年度	35,000	800	800
昭和47年度	45,000	1,300	1,300
昭和48年度	55,000	1,700	1,700
昭和49年度	70,000	1,950	1,950
昭和50年度	85,000	2,350	2,350
昭和51年度	87,000	2,350	2,350
昭和52年度	90,000	2,450	2,450
昭和53年度	100,000	2,750	2,750
10ヶ年累計	602,000	16,645	16,645

漁家の借入金利用先別比率



昭和44年6月、漁業近代化資金助成法の公布施行によって、現行漁業近代化資金制度が実施されることとなったが、機を一にして本県では、瀬戸内海ののり養殖、日本海の沖合いかつり漁業が隆盛にむかったときであり、資金需要は年々旺盛なものとなった。さらに続いて漁船の近代

漁協貸付金残高推移



化、省力化等が進み、漁協貸出はこの対応によって飛躍的に伸長した。昭和49年度には100億円を超え、昭和52年度には150億円を超える実績となった。

(表6) 漁家の借入金利用先別比率表 (%)

	漁協	銀行	相互銀行	信用金庫	農協	問屋商店	個人無尽	親戚友人	その他
昭和40年	53.6	4.5	1.5	3.6	4.0	2.8	4.6	10.5	14.9
昭和42年	67.8	2.9	2.5	3.5	3.9	1.3	2.3	3.4	12.4
昭和44年	68.1	5.6	2.2	4.2	5.7	1.0	1.3	3.0	8.9
昭和46年	68.7	3.4	0.4	5.2	7.2	1.0	0.8	1.2	12.1
昭和48年	65.8	6.2	1.2	5.2	6.0	0.6	0.4	1.7	12.9
昭和52年	78.1	5.6	1.6	5.0	2.9	0.5	0.5	1.6	4.2

(注) 毎回の回答率は60%前後である。

一般的に漁協の貸出体制の不備が問題であったことから、昭和50年2月より全国的に漁協信

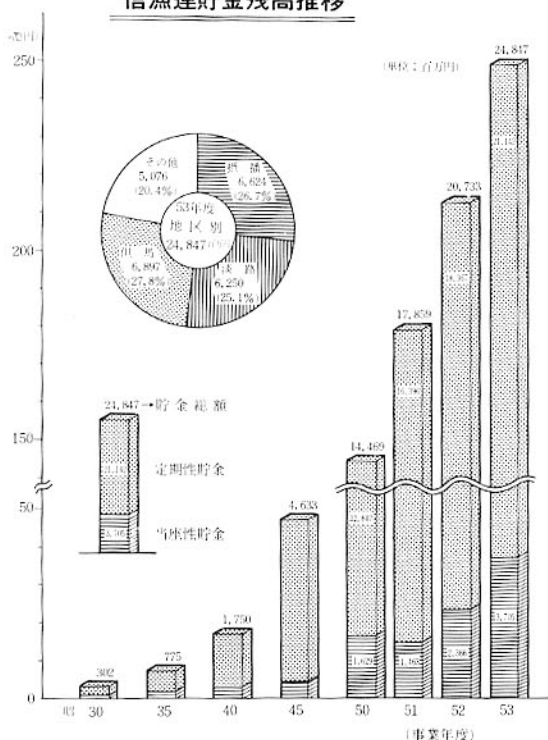
用事業体制整備強化運動が展開され今日に至っているが、徐々にその効果があらわれつつある現状である。

信漁連で行ってきた漁家経済調査の結果、漁家の金融機関別借入金利用状況は、圧倒的に漁協依存型であることを示している。

(3) 信漁連各業務の推移

信漁連の貯金は、漁協貯金再預けをベースとしており、漁協貯蓄運動そのものが信漁連の貯金業務である。貯金残高の推移が正しくそれを示している。最近時点における再預け率は、内海地区85%、但馬地区45%、県平均65%であるが、このことは、概して内海地区にあっては再

信漁連貯金残高推移



預け転貸方式が基軸であるのに対して、但馬地区にあっては、相当部分の自己貸付が活発であることをあらわしている。ただ預金の系統利用率は、内海地区87%、但馬地区82%、県平均85%で、大差なく信漁連中心であることを示している。

信漁連にあっては、ベースとなる上記の貯金のほか組合員各位よりの直預り、系統各団体等よりの貯金を受け入れているが、年々その残高

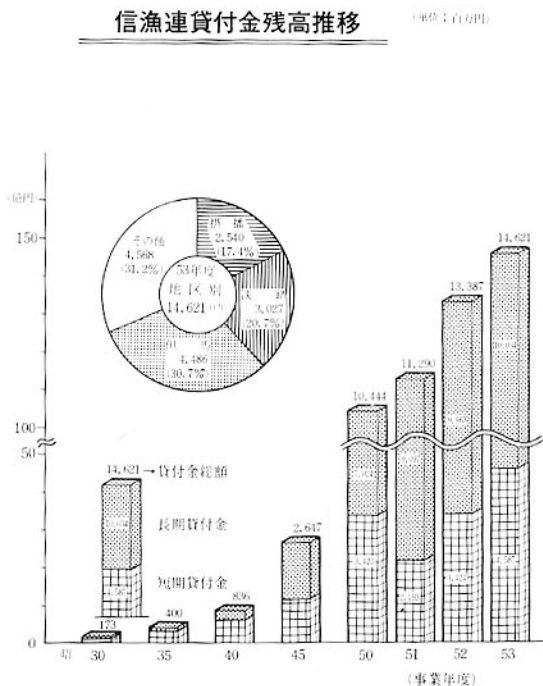
比率は高まっており、最近時点では20%を超えるようになった。

信漁連の貸付は、会員漁協等の必要とする事業資金の供給と、会員漁協が行う組合員への貸付の原資供給が業務の基幹である。加うるに、漁協の貸出機能をカバーするために会員の組合員への直接貸付が認められており、この直貸は昭和42年12月から実施した。そのほか、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫及び国民金融公庫の業務も代理しており、幅広く漁業金融を取扱う中核金融機関として位置づけられている。

設立当時の漁業手形制度にはじまって、現在の漁業近代化資金制度まで、系統金融における制度融資のシェアは極めて大きい。また、過程においては、各種災害復旧資金、公害被害救済対策資金、燃油対策資金、経営維持安定資金等、次々と金融施策が講じられ、これら政策融資のシェアも逐年拡大してきた。この対応については、漁業信用基金協会の全面的な協力を得て、円滑な融資を行ってきた。

最近時点では、総貸出金中、制度・政策融資残高は63%を占めており、証書貸出金に限定すれば92%となっている。また、協会保証貸出は、

信漁連貸付金残高推移



総貸出金中29%を占めている。

信漁連の為替業務は、昭和53年10月から正式に開始したが、昭和54年2月の全銀センター加盟により本格的な業務となった。

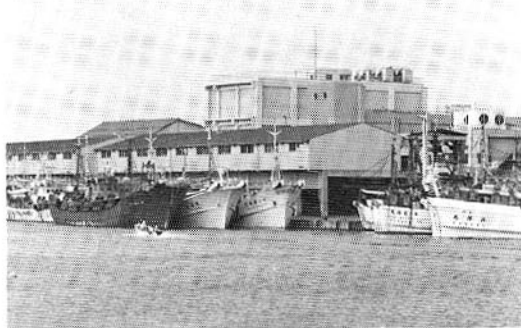
4. その他の事業

(1) 製氷冷蔵事業

製氷冷蔵事業の推移は、漁業生産形態及び対象漁獲物を異にする但馬と内海とでは大きく異なっている。

但馬地区は、設立当初から当該事業は全組合において一応の整備が図られていたが、施設能力が現在の冷蔵8,300トン、凍結160トン、製氷300トン、貯氷13,780トンに整備されたのは、沿岸漁業構造改善事業の導入と、沖合いかつり漁業の振興により、昭和45年前後から急速に整備されるに至ったものである。しかし近年沖合漁業の漁獲量の減少はこれら施設の稼働効率に問題を生じつつある。

内海地区においては、活魚を漁獲対象とする生物形態や流通機構等から、設立当初ほとんどの組合



漁協大型製氷冷蔵施設

に製氷冷蔵施設の整備がなく、2～3の組合において貯氷施設を整備するに過ぎなかった。

その後、沿岸構造改善事業の導入と魚類養殖の振興および船びき網漁業の増加等による餌料用イワシ、イカナゴの保管ならびに鮮度の保持、冷凍種網の確保等の要請が次第に高まり、昭和45年前後から急速に整備され、施設保有組合は29組合に及んでいる。

現在の設備能力は、冷蔵3,537トン、凍結日産51トン、貯氷1,103トンになっており今後も拡大の方向にある。

(2) 利用事業

利用事業の主なものは、漁具倉庫、漁船上架施設、漁船機関修理施設、のり集荷共同作業場、のり加工場等の利用施設がある。

但馬地区においては、漁具倉庫5組合、漁船上架施設5組合、漁船機関修理施設4組合では



漁協の出荷・加工施設

ほとんどの漁協に整備され漁業者の利用に供している。

内海側では主に、漁船上架15組合、のり共同作業場および加工場13組合、漁具倉庫21組合となっている。

(3) 出荷、加工事業

出荷、加工事業を早くから実施し現在に及んでいる組合は但馬地区の2漁協(香住町、津居山港)となっている。



総合水産加工場(神戸市漁協)

当該事業は主に多獲性魚の価格維持対策として実施されているものである。内海側においても神戸市漁協がはじめて、イワシ、イカナゴの価格維持対策として加工場の自営を昭和53年度より実施するに至った。

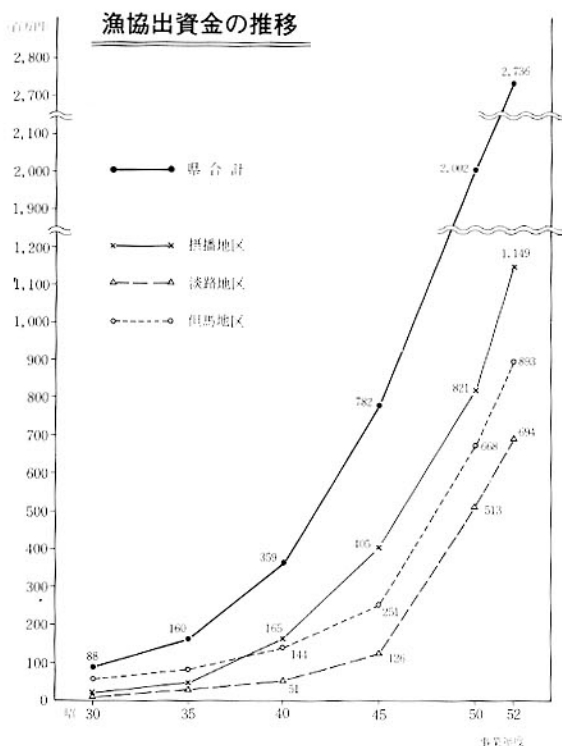
Ⅳ 漁協の財務

1. 組合の出資金及び自己資本

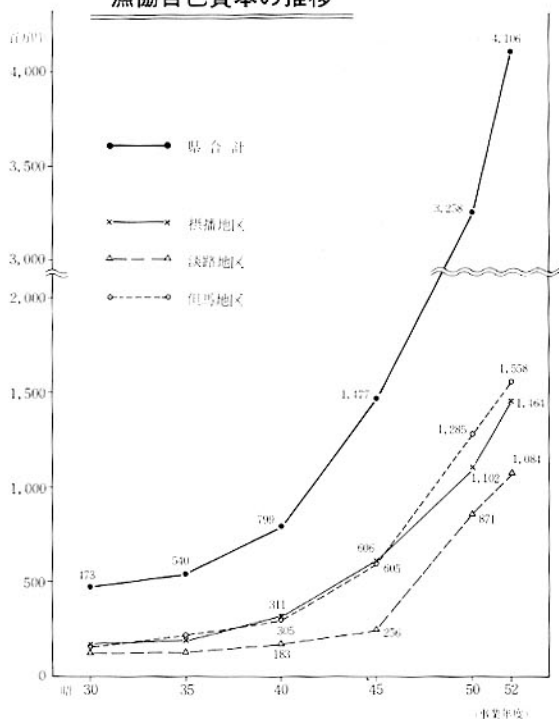
組合活力のパロメーターともいわれる出資金の動きを、組合の運営体制もようやく固まった昭和30年から52年までの22年間についてみると、県全体の出資総額は8,800万円が27億4,000万円円と31倍に増大している。また組合員1人当りの出資金においても6,600円が245,000円と37倍に増加している。これは経済の高度成長期にはいる昭和40年前後から組合の経済活動が活発化したこと、全国的に数次にわたって展開された出資倍増運動の成果である。

地区別には出資増加の最も高いのは摂播地区の65倍で、昭和40年前後から漁場埋立に伴う漁業補償金等を組合の増資に吸収した結果である。

次いで出資金の伸びが高いのは淡路地区で46倍となっている。これに対して但馬地区の伸びは16倍で内海側に比べて低くなっている。但馬地区の伸率が低いのは、昭和30年当初の出資総



漁協自己資本の推移



額5,500万円や組合員1人当りの出資金17,000円が、同時点での内海地区の出資総額3,300万円1人当り出資金3,200円を上回っていたためである。

自己資本額においては、但馬地区の増加率が高く9.4倍で、次いで淡路8.5倍、摂播8.2倍の伸長をみせている。

但馬地区の増加率の高さは、活発な経済活動がもたらす事業利益の蓄積結果によるものである。

2. 固定資産と固定比率

(1) 固定資産

共同利用施設等の固定設備の整備動向を昭和30年代からの22年間についてみると、昭和30年5億4,000万円の固定資産は、52年には61億2,000万円と11倍に整備されている。

特に沿岸漁業構造改善事業が実施された昭和40年前後から昭和50年頃にかけて急速に固定設備等の充実がはかられている。

摂播地区は出資額の増加と同じ傾向を持ち、昭和30年の1億400万円が52年には21億5,000万

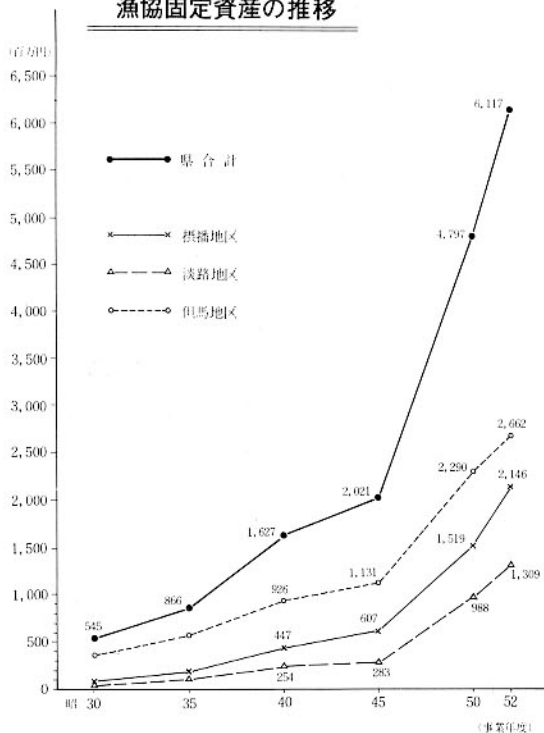
円と21倍に達し高いテンポで固定設備等が整備されている。

特に沿岸漁業構造改善事業及び架橋建設地域漁業対策事業が実施された昭和50年前後の整備が著しくなっている。

次いで淡路地区で当初 8,300万円が52年には13億1,000万円と16倍に増加している。この地区も摂播地区と同様に沿岸漁業構造改善事業、架橋対策事業等を契機に昭和50年頃から固定設備の整備が急速に高まっている。

但馬地区は、昭和30年3億6,000万円が52年26億6,000万円、7.4倍と内海側と比較して低い伸びであるが、これは当地区が漁業会時代から施設整備が進んでいたためである。なお、沖合いかつり漁業の振興によって昭和45年度以降の設備投資は大きくなっている。

漁協固定資産の推移



漁船漁具保全施設 (明石浦漁協)



新築された漁協事務所 (香住町漁協)

(2) 固定比率

$$\left(\begin{array}{l} \text{注 固定比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産} + \text{外部出資}} \times 100 \\ \text{自己資本に長期設備借入金算入していない} \end{array} \right)$$

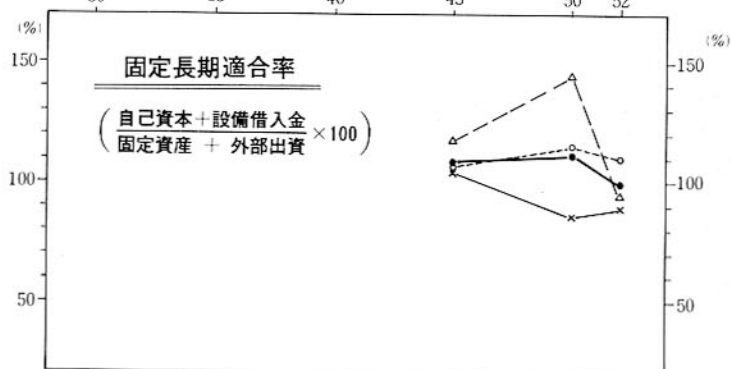
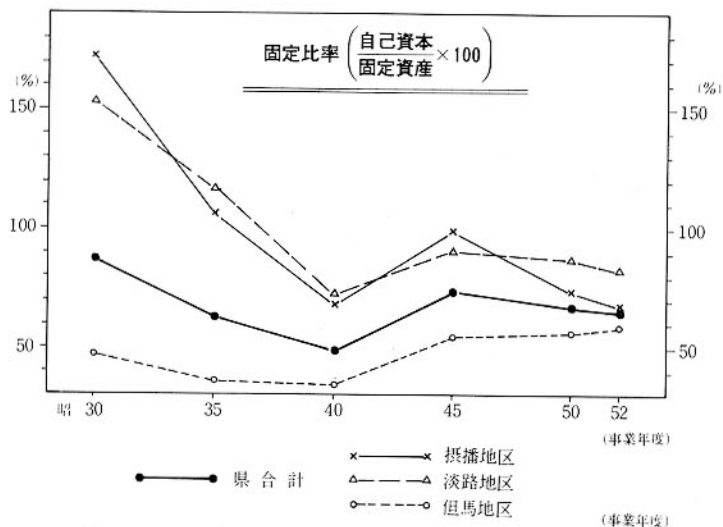
自己資本と固定資産額の対比動向をみると、県全体においては昭和30年、既に自己資本は固定資産額を下廻り87%を示している。以後、除々に固定比率は低下し52年に67%となり、固定資産の整備が自己資本を上廻って進展していることがうかがえる。

これを地区別に動向をみると、摂播及び淡路地区の内海側は昭和30年には、172%、153%と自己資本が固定資産を上廻っていたが、沿構事業、架橋対策事業等の導入により逐年固定比率は低

下し、52年には68%、83%と固定設備への投資テンポが自己資本の増加を上廻って進んでいることがみられる。また但馬地区は、当初から固定設備等の整備が自己資本を上廻って進められている。

なおこれらを、長期固定適合率についてみると摂播、淡路地区ともに89%、95%と設備借入金を算入しても、固定資産額が調達資本を上廻っている状況にあるが、但馬地区は110%で設備借入金を導入し、財務上の均衡を得ている。

しかし、今後の動向等を勘案すると、漁協財務の健全化を図るためには、強力な増資運動の展開が必要であるといえよう。

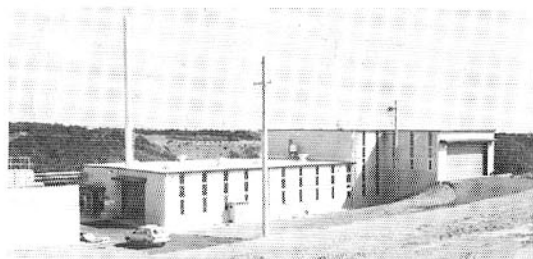


V 水産加工業及び水産加工協の推移

本県の水産加工業の動向を産地の加工・流通をになっている水産加工業協同組合（5加工協、内海2組合、但馬3組合、組合員227名、加工生産額200億円）の動きからみると、

内海における産地加工業は、内海漁業生産の50～60%を占めるイワシ・イカナゴを対象に発達し、昭和31年には、素干・煮干品の生産は9,131トン（全国5位）、県内産地加工生産量の80～90%を占める状況であった。こうした生産を反映して、昭和24年から40年にかけて設立された内海側の水産加工協は、明石水産加工協をはじめ8水産加工協にのぼった。しかし昭和35年頃より、海水の富栄養化による脂肪過多、消費者の食生活の変化、さらに都市化、工業化の影響による海浜乾場の狭隘化等によって、イワシ・イカナゴの煮干加工は漸次衰退した。さらに昭和40年前後より、はまち養殖業の振興によって、イワシ・イカナゴは餌料魚として大きく転換されるに至った。このような加工業の変化により、芦屋・深江水産加工協は解散し、淡路地区の岩屋・宍波浦・淡路東浦・福良の4加工協が全淡加工協に統合された。

全淡加工協は、全島の加工業者組織として淡路地区の漁業生産物を対象として、総額36億円を生産し、チリメン加工約19億円、イカナゴ釜揚げ乾製品15億円、煮干1億5,000万円の加工を行っている。組合事業としては、出荷資材の購買事業、また近年、信用事業の推進に積極的に取り組んでいる。



加工残さい処理施設(明石市水加工協)

明石市水産加工協は、かつてイワシ・イカナゴの一次加工を主体としていたが、その後、開干(サンマ)・タコ加工・冷凍食品加工等、幅広

い加工へ移行し、現在年間50億円の生産をあげ、加工諸資材及び加工原料魚の共同購入、信用事業、さらに加工残さい処理施設(フィッシュ・ミール、ソリブル生産)等の事業を実施し、積極的な組合運営をはかっている。



水加工協事務所(香住町水加工協)

日本海の産地加工は、加工原料を主に漁獲する沖合底びき漁業を背景に発展されてきたものである。昭和29年当時の産地加工状況を見ると、生産総額5,811トン、うち塩干品34%、水産練製品32%、塩蔵品24%、飼肥料8%となっている。その後、内海同様、国民の食生活の変化により塩蔵品の減少は当地加工生産を大きく変化させるに至った。

昭和32年頃から導入された兵庫水試開発の人工乾燥機は、多雨多湿の気象条件を克服し、ハタハタ、ニギス、イワシ等の加工振興に大きな役割を果し、加工業の周年操業を促進するばかりでなく、当地区漁獲物の価格安定と漁業生産の拡大推進に大きく貢献した。一方沖合底びき網漁業の漁獲物である、タラ、カニ、カレイ等の漁業の衰退は、北海道等の県外原料依存の傾向を強めるに至っている。このような推移の中にあつて、香住町水産加工協は、昭和26年設立(組合員79名)され、加工原料魚及び出荷資材の共同購入、冷蔵庫の設置、組合員の加工施設の近代化のための信用事業の推進を図り、特に信用事業は全国的にみても優れた成績をあげている。

なお、加工生産額は73億円で、塩干47億円、煮ガニ18億4,000万円、練製品4億円、冷凍品3億円、その他6,000万円に及んでいる。

この他柴山港、豊岡市の2水産加工協が主に組合の出荷資材の共同購入事業を行い、生産額はそれぞれ23億円、14億円をあげ、主に塩干、冷凍品、煮ガニ、練製品等を生産している。

VI 漁協運動史抄

漁協活動はすべて協同運動である。この30年間変革する社会経済の中で、漁業者自らを守り、漁業者自らの社会的経済的地位を高めるためにあらゆる運動が展開され、それなりの成果をかちとってきた。



国際漁業協同組合会議

そのはしりは、漁業権証券に対する全面非課税を叫んで、昭和26年5月以降展開した全国運動であった。次いで、昭和27年1月には、免許料の撤廃を叫んで全国運動を展開し、いずれも要求を貫徹した。

昭和27年10月全漁連が設立されるや、以後、全漁連を中心に、系統自主自立運動、政策獲得運動、さらには公害絶滅運動等が展開されていた。

その足跡をたどれば、主要な事項は概ね次のとおりである。

(1) 系統自主自立運動

○ 昭和34年3月全国信漁連会議で、全国漁協貯蓄目標500億円と決定、昭和37年度から全国運動に入った。これは、全国統一貯蓄運動のスタートであり、第5次運動1兆円を達成して、現在第6次2兆円達成運動が展開されている。本県にあっても、終始これに呼応して順調な歩みを続けているところである。

昭和44年からは併行して出資倍増運動も展開され、現在第3次運動展開中である。

○ 昭和44年6月、漁船海難遺児を励ます全国協議会の設立を機に、募金運動が長く全国規模で展開され、遺児にとって物心両面での暖い励みとなった。



漁船海難物故者合同慰霊祭

○ 兵庫県にあつては、県漁連の事業として、昭和50年8月、県下海難物故者合同慰霊祭を執行、これを機に、翌昭和51年高野山の霊地に慰霊塔を建立し、4月開眼法要式挙行、以後毎年法要を営み、絶えず先進物故者への誠心をあらわしている。



高野山に建立された漁民合同慰霊塔

○ 昭和46年1月、全漁連において漁協貯金保護制度の検討が開始され、翌、昭和47年2月全国漁協信用事業相互援助基金の発足となつ

た。この制度は、貯金保険制度と併行して漁協信用事業の大きな支えとなっている。

- 昭和50年2月、第1次漁協信用事業体制整備強化運動を開始した。これは引続いて昭和52年7月以後、第2次運動へと発展し現在に及んでいる。
- 昭和50年4月、全漁連を母体として、漁協指導監査士制度が創設された。全国の漁連・信漁連に誕生した指導監査士は、漁協の事務改善、整備強化に当たっている。
- 昭和50年4月、本県においては、県漁連、内海漁連、但馬漁連の合併気運高まるをみて、鋭意合併実現への努力を重ねた。昭和51年8月合併調印を終え、新生県漁連は、同年9月1日から発足した。
- 昭和52年12月、全漁連で系統事業強化運動を開始、現在に至っている。
- 昭和53年4月以降、系統の総力をあげて、漁協整備強化運動が展開されている。

(2) 政策獲得運動

- 昭和29年10月、全漁連に燃油対策実行委員会を設置、石油輸出入外貨割当の実現について全国運動を開始した。昭和30年6月には燃油外貨割当要求実現全国漁民大会が開催され、これによって同年9月通産省より正式に外割許可を獲得、系統石油購買事業の基礎が築かれた。
- 昭和32年8月の要望を皮切りに、昭和35年12月の全国会議、昭和37年12月の全国漁協代表者会議等により、沿岸・中小漁業の構造政策を進めるための基本立法として沿岸漁業等振興法の制定を促進した。同法は昭和38年8月成立をみたが、以後これを基礎として、1次構、2次構へと発展し、漁協が事業主体としての沿岸漁業の近代化に取り組む基盤が形成された。
- 昭和38年7月、漁業災害補償制度期成対策中央本部結成、以後各県地方本部の設置とともに、第1次漁災運動が全国的に展開された。同年12月には、制度の早期確立を求めて全国漁民大会が開催された。その結果、昭和39年

7月漁業災害補償法が成立、漁災制度が実施されることとなった。

- 漁災制度はその内容極めて不備であったため、特に国の再保険を求めて、昭和41年4月改めて第2次漁災運動が開始され、同年12月には、再び全国漁民大会が開催された。強い要望に応じて昭和42年8月法改正が行われ、同制度に国の再保険が実施されることとなった。
- さらに漁災制度につき、国の保険実施前事業不足金の補てんを要望して、昭和43年4月より第3次漁災運動を展開、赤字補てん必要額6億円に対して、国庫補助3億円及び漁業共済基金無利子貸付金2億円が実現、一応の成果を収めた。
- 昭和42年、漁民の犠牲に立った海上交通法案が発表されるや、同年5月海上交通対策特別部会が設置され、翌、昭和43年3月海上交通法規制反対全国漁民大会が開催された。この運動は長く昭和47年まで続いたが、昭和47年7月成立した海上交通安全法は、巨大船の航法等一部問題はあるものの、漁民サイドが大乗的見地から互譲したため、一応の終止符をうつに至った。
- 昭和42年7月を皮切りに、全漁連信用部会において、漁業近代化資金制度の創設を意図し、その基本構想の検討に入った。系統の主要意見が採り入れられ、昭和44年6月漁業近代化資金助成法が成立、この制度は今日まで漁協系統金融の大きな柱となっている。
- 昭和45年4月、全漁連では沿岸漁場開発整備基本制度創設の検討を開始、以後、精力的な活動と意見具申を行い、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法の成立をみた。この法律に基づいて、昭和51年4月の閣議で沿岸漁場整備開発計画(7か年2000億円)が決定、現在事業進行中である。
- 昭和48年10月以降おそったオイル・ショックは、やがて狂乱物価をも引きおこし、漁業経営の危機はその頂点に達した。魚価安定基本政策、主要生産資材の確保と安定供給、緊

急融資等を求めて、昭和49年5月、漁業危機突破緊急全国漁民大会が開催され、全国1万人が参加した。これにより当面の金融対策は得られたが、事態好転のきざしはなく、長期対応の要ありとして、昭和50年5月漁業経営安定対策中央本部を設置、各県においてもそれぞれ地方本部が設置された。



漁業危機突破緊急全国漁民大会

- 昭和50年12月、燃油価格差補給金交付、魚価安定、漁業経営維持資金制度創設等を求めて、再び1万人参加による漁業危機突破全国漁民大会が開催された。しかし対応はきびしく、かろうじて金融対策が講じられたに止まった。
- 昭和52年3月わが国が200カイリ漁業水域の実施を宣言するや、全漁連内に200カイリ漁業対策中央本部を設置し、外国との漁業交渉、減船対策、補償問題等の解決に当たっている。

(3) 公害絶滅運動

- 漁民と公害との闘いの歴史は予想以上に古い。水協法施行後だけとりあげても、既に昭和30年7月には有明海漁場農業被害が発生、昭和31年5月には水俣保健所の原因不明病発生の報告があり、のちの水俣病問題へと発展した。本県においても、昭和26年7月には高砂市で、同年9月には姫路市で、既に工場排水汚染問題が起っている。

以下主要なできごとを列記すれば次のとおりである。

- 昭和33年6月には本州製紙江戸川工場排水問題が大事件となり、水質汚濁防止対策全国

漁民大会が開催され、これが契機で同年12月水質汚濁防止法ならびに工場排水規制法の制定につながった。さらには、昭和42年5月開催の汚水対策全国漁民大会を契機に同年8月公害対策基本法の制定をみた。

- 昭和45年8月田子の浦へドロ海洋投棄問題は全国的な漁民の関心を高め、同年10月公害絶滅全国漁民総決起大会への開催へと発展した。
- 本県にあっても、この時期漁民による激しい抗議事件が、姫路、明石等で起っており公害防止への姿勢の一端が示された。
- 政府も公害反対の世論に応じて、昭和45年11月公害国会を招集し、いわゆる公害14法を成立せしめ、翌昭和46年7月環境庁の発足をみるに至った。

しかし、高度経済成長の落し子である公害諸要因は、既に爆発的な潜在力を秘めており、これが本格的に湧出したのは、昭和47年からであった。

- 昭和47年7月、瀬戸内海において大規模な異常赤潮が発生した。これは、集中豪雨と高温気象が引き金といわれているが、底辺に積年の海水汚濁があることは既に常識となっている。それは、かつてない陸性ミドリムシの爆発的発生という事実で明らかである。漁船漁業の休業が長期にわたったが、特に被害の大きかったのは、兵庫・香川・徳島・岡山4県の養殖ハマチでほとんど全滅した。本県だけでも2,681千尾の大量へい死を招来した。この救済対策及び発生防止対策について4県あげ



赤潮によりへい死したハマチ

て運動を展開した。救済対策としては天災融資法の発動と各県単独融資措置がとられたに止まり、発生防止対策としては即効性のある具体的措置は得られなかったものの、これを契機に総合的なとり組みが行われるようになり、瀬戸内海環境保全への関心は一挙に盛りあがりをみせた。

- 同じ時期、カネミ油症事件に起因して、P C B 汚染問題が昭和47年7月、高砂市で発生以来、県下沿岸海域で漁獲された魚介類は、消費離れによる販売不能或いは魚価低落現象が生じ、本県漁業界は大混乱をきたした。県漁連公害対策委員会は、P P P の原則に則り企業責任追求活動を続ける一方、国・地方自治体の行政責任を強く訴え、波状的陳情を行い行政側の姿勢を正した。



P・C・B、汚染魚廃棄作業

- 昭和48年3月、本県明石市において瀬戸内海漁民総決起大会を開催し、P C B 汚染対策及び瀬戸内海環境保全法の制定を強く要求するとともに、この実現にむかって瀬戸内海全

漁民の一層の団結を誓い合った。



瀬戸内海漁民総決起大会会場

- 昭和48年6月、政府はP C B、水銀による環境汚染総合調査結果を一方的に公表し、各地方自治体も実態調査結果を一齐に発表した。このため急激な消費者の魚離れ現象がおこり、全国沿岸漁業界は未曾有のパニック状態におちいった。全国各地で漁民の企業乱入や海上封鎖事件が発生し、最悪の危機状態を呈した。本県でも、淡路地区漁民が高砂西港を海上封鎖し、P C B の製造を行った企業へ抗議行動をするなど連日にわたり混乱した。

県漁連では、明石市において公害危機突破兵庫県漁民総決起大会を開催し、事態の解決を強く迫った。この結果、政府ならびに地方自治体は、收拾のため企業側と漁業側の仲介的役割をつとめ、約半年を経てようやく鎮静化した。赤潮・P C B 問題が引き金となって、昭和48年10月、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定をみた。また、本県においても、昭和49年3月(財)兵庫県水産公害対策基金の設立をみた。

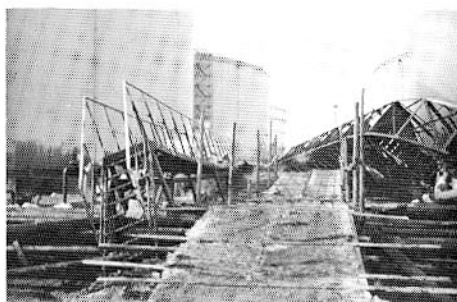


P・C・B、水銀汚染に抗議する漁船群



公害危機突破兵庫県漁民総決起大会

- 赤潮禍は、その後も衰えることなく、むしろ年々猛威をたくましくしてきた。昭和52年、昭和53年と瀬戸内海東部海面に連続発生した赤潮は、その度毎に漁業に甚大な被害を与えている。赤潮発生原因の究明とその抑止対策の早急な対応が強く望まれるところである。
- 昭和40年代、各地で油流出事故が多発したが、重なる漁業被害に対して漁業者はほとんどが泣き寝入りというのが実情であった。これら被害の実態を重視した県漁連は、昭和45年11月公害対策委員会を設置し、当面活動として原因者不明の流出油被害に対する救済制度の創設にとり組み、全国に先がけて政府・国会・経団連・船舶協会等に対する強力な運動を展開した。その後、昭和50年3月全国組織として(財)漁場油濁被害救済基金の設立をみたが、本県漁協系統の果たした役割は極めて大きく、高く評価されている。
- 昭和49年12月、三菱石油水島製油所流出油事故が発生した。海上へ流出した大量の油は、たちまちにして瀬戸内海東部海面一帯に拡がり汚染はすさまじいものとなった。その除去には延23万人の人員とぼう大な物資が動員され回収に約半年間を費した。本県においては、事故発生以来、全船出漁不可能となり、操業が本格的に回復したのは昭和50年4月であった。



三石水島製油所流出油事故現場

年 表

兵庫 県 漁 業 年 表

年 次	中 央 漁 業 界 主 要 事 項	本 県 漁 業 界 主 要 事 項	社 会 一 般 事 項
昭和24年 (1949)	2月 水産業協同組合法（法律第242号）施行 3月 水産業団体法廃止 5月 水産業団体整理特別措置法（法律第90号）公布施行 12月 農林水産用石油製品割当規則実施 12月 水協法（漁業法）改正（法律第268号）公布	2月 漁業協同組合の設立はじまる 3月 漁業会財産の漁業協同組合への譲渡はじまる 10月 漁業手形制度による漁協運転資金の融資はじまる 10月 県水産業会の解散 11月 但馬漁業協同組合連合会設立 12月 兵庫県内海漁業協同組合連合会設立	3月 復興金融金庫貸出業務停止 4月 政府経済9原則による物価政策発表 8月 シャープ税制改革発表
昭和25年 (1950)	5月 水協法改正（法律第170号）（役員任期、総代会、員外利用制限緩和等） 5月 漁業法公布（法律第137号） 6月 中央漁業調整審議会発足 12月 水協法改正（法律第277号）（共済事業）	5月 漁業制度改革実施、新漁場計画及び旧漁業権補償計画はじまる 5月 新漁業制度にて4海区指定さる 6月 内海漁連石油販売業者、漁業用資材登録事業開始 7月 瀬戸内海漁業調整事務局神戸市に設置 7月 兵庫県水産部誕生、漁政課、生産課となる 8月 海区漁業調整委員会発足（第1回委員選挙） 9月 内海漁連明石油槽所開設 10月 漁業権補償委員会の発足 10月 漁業取締船鷹取丸内海漁連払下げ 11月 水産業融資準備基金制度設定	2月 綿漁網を除外漁業用資材の統制解除 4月 水産物統制全面解除 6月 朝鮮動乱勃発、特需景気続く 8月 ジェーン台風（本県水産被害3億2千万円）
昭和26年 (1951)	1月 但馬漁連漁業用海岸局開設 1月 全国水産業協同組合共済会設立 3月 水協法改正（法律第14号）（財務基準、定期検査制度等） 4月 農林中央金庫、農林漁業資金の受託貸付開始	3月 水協法改正にて漁協の常例検査制度はじまる 4月 漁船法施行、細則制定 漁船一斉検認、建造承認制度廃止 5月 農林省第1次漁港整備計画により12漁港を指定 5月 本県漁業権補償額決定（47,847万円）	3月 食糧配給公団廃止 7月 高砂市地先の工場汚水問題起こる 9月 サンフランシスコ講和条約調印 9月 日米安保条約調印 9月 姫路市網干地先の汚水問題起る 10月 ルース台風（本県水産被

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項	
昭和27年 (1952)	4月 農漁業協同組合再建整備法公布施行(法律第140号)	6月 摂津、但馬海区の漁場計画公示	害2億2千万円)	
	5月 水産業協同組合財務処理基準公布(政令第141号)	7月 淡路、播磨海区の漁場計画公示		
	5月 水産庁小型底曳整理5ヶ年計画決定	7月 漁業権等補償計画公示		
	5月 全国漁業権補償額決定(1,780,641万円)	8月 県漁業調整規則制定公布施行		
	5月 第1次漁港整備計画はじまる	9月 新旧漁業権の第1回切替		
	7月 漁業資材配給規則の廃止	9月 兵庫丸進水(51屯)		
	8月 瀬戸内海漁業取締規則公布施行	10月 兵庫県信用漁業協同組合連合会設立		
	9月 石油製品配給規則の1部適用停止(潤滑油)	10月 兵庫県漁業協同組合連合会設立		
	9月 漁業権証券発行交付規程公布	10月 鷹取丸ルース台風で徳山港にて沈没		
	12月 水産資源保護法公布	11月 漁業権証券資金融協議会設立		
	3月 新旧漁業権切替完了	9月 漁業5団体の再建整備はじまる		
	4月 マッカーサーライン廃止覚書発表	1月 新旧漁業権第2回切替		1月 韓国李ライン宣言
	4月 漁船損害補償法施行	1月 漁業権証券交付開始		4月 サンフランシスコ講和条約、日米安保条約発効
	4月 小型底びき網漁業整理特別措置法公布施行	2月 県立香住水産高校、香住高等学校に校名変更		
	7月 水協法改正(法律第236号)(全漁連設立規模制限及び経済事業)	3月 第1次漁業証券資金融実施		
	7月 石油製品配給統制撤廃	3月 県小型底びき網漁業調整規則施行		
	10月 漁船保険中央会設立	3月 漁業権補償委員会解散		
	11月 全国漁業協同組合連合会設立	4月 県水産業経営指導員設置		
	12月 中小漁業融資保証法と同保険特別会計法公布	4月 兵庫県漁港協会設立		
	12月 農林漁業金融公庫法公布	5月 対馬出漁推進委員会設置		
		8月 第2回海区漁業調整委員会委員選挙		
		9月 対馬出漁組合設立		
		10月 対馬出漁第1船団出発(27隻)		
		11月 第1回漁村青年大会開催		
		12月 県水産部を農水産部に、生産課を水産課に夫々改称		

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和28年 (1953)	1月 大日本水産会発足	2月 第2次漁業証券資金化実施	7月 朝鮮休戦協定調印
	4月 農林漁業金融公庫発足	3月 県水産製品検査制度廃止	7月 日銀金融引締め強化、コールレート等利下げ実施
	6月 全漁連燃油購買事業実施許可	4月 漁業信用事業推進協議会発足	10月 原油輸入制限石油事情悪化
	8月 漁業法改正(法律第108号)(免許料料制度廃止)	6月 兵庫県漁業信用基金協会設立	12月 神戸市東部海面埋立事業はじまる
	8月 中型機船底びき網漁業整理転換要綱決定	6月 信漁連、基金協会間の債務保証契約締結	
	8月 農林漁業組合連合会整備促進法(法律第190号)公布		
	9月 同上(政令第269号)施行令公布		
	9月 日中漁業協議会結成		
	10月 日中漁業会談再開		
	昭和29年 (1954)	5月 通産省農林漁業用燃油確保措置要領決定	3月 第3次漁業権証券資金化実施
7月 全国漁業信用基金協議会設立		3月 小型機船底びき網漁業の減船整理終了	9月 台風15号(本県水産被害4億6千万円)
8月 水協法施行5周年記念全国漁業協同組合大会開催		7月 兵庫県内水面漁業協同組合連合会設立	9月 姫路市妻鹿地先海面の埋立工事はじまる
12月 全漁連漁業用燃油外貨割当(20万軒)をうける		7月 漁業権証券資金化終了	
		8月 第3回海区漁業調整委員会委員選挙	
		9月 (財)兵庫県漁村育英会設立	
		9月 兵庫県外出漁協会設立	
		9月 漁協特別貯蓄運動実施要領決定実施	
		10月 兵庫県立水産会館竣工	
昭和30年 (1955)		7月 第2次漁港整備計画承認	2月 友ヶ島水道袖ヶ瀬漁場の漁業紛争起る(由良、加太漁協)
	8月 水協法改正(法律第172号)(共済事業の拡大、信用事業に定期積金の導入等)	4月 台風災害復旧資金融通に関する規則施行	12月 李ライン問題起る
	9月 水産業協同組合共済会、財務処理規則(省令第36号)制定	4月 ずわいがに採捕取締規則制定	
		5月 災害貸付金取扱開始	
		6月 但馬漁連相互共済事業開始	
	7月 農水産部を農林部に改称漁政、水産両課を水産課に統合		

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和31年 (1956)	4月 新農山漁村建設総合対策要綱閣議決定	7月 信漁連但馬支所設置 8月 但馬地区海難防止会設立 9月 県機構改革により地方事務所廃止、農林出張所となる 10月 全水共厚生共済事業開始 12月 沼島大火による漁業復旧資金融通要綱制定	5月 日ソ漁業条約調印 7月 金融制度調査会発足 7月 経済企画庁、鉱工業生産指数戦后最高と発表(神武景气) 10月 中東動乱起る
	5月 海岸法公布	4月 小型船舶の検認はじまる 6月 高砂沖工場廃水にて魚族斃死問題再発、漁民大挙乱入事件起る 7月 摂津、播磨両海区を統合して摂津播磨海区となる 7月 中型底びき網漁業調整協議会設置 7月 機関誌拓水発刊 8月 第4回海区漁業調整委員会委員選挙 12月 農林漁業振興資金制度発足	
	7月 水産庁、沿岸漁船整備促進要綱制定		
昭和32年 (1957)	4月 農林漁業組合再建整備法改正(法律第73号)	4月 県漁港管理会規則施行 4月 新農山漁村振興対策事業発足 5月 香住漁業無線局運営委員会設置 8月 全水共漁業共済制度発足 9月 兵庫県外出漁協会組織 10月 農林出張所廃止し、摂津、播磨、淡路、但馬に水産指導室を設置 11月 但馬地区漁協婦人部連合会設立 12月 県営のり人工採苗場竣工(赤穂市) 12月 魚類人工乾燥設備試験場竣工(香住町) 12月 漁業金融協議会発足	5月 日銀金融引締め強化 5月 株価大暴落(なべ底景气) 6月 神戸市立須磨水族館竣工 8月 ソ連人工衛生打上げ成功 12月 新長期経済計画閣議決定
	6月 水産資源保護全国大会		
	9月 農林省水産庁農林水産政策要綱を発表		
	10月 漁業共済の試験実施はじまる		
	11月 漁業共済制度調査会設置を閣議決定		
	12月 全国漁協貯蓄100億円達成		
	12月 全国漁業信用基金協議会を漁業信用基金中央会と改称		
昭和33年 (1958)	4月 農林漁業団体職員共済組合法公布(法律第99号)	3月 漁業取締船はやたか竣工 3月 兵庫県漁港管理条例公布 4月 全水共兵庫県事務所設置	1月 米国人人工衛星1号打上げ 7月 農林中金神戸支所が神戸事務所となる
	5月 漁業制度調査会設置法公		

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和34年 (1959)	布(法律第146号)	6月 県営福良かん水養殖場竣工	8月 台風17号(本県水産被害額3千万円)
	6月 水質汚濁防止対策推進本部設置(全漁連)	6月 (財)兵庫県水産業改良普及協会設立	9月 台風22号(本県水産被害額3千5百万円)
	12月 公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律公布	8月 第5回海区漁業調整委員会委員選挙	
		10月 大阪湾シ尿投棄による漁業問題起る	
	2月 水協法施行10周年記念全国漁協大会開催	2月 (株)兵庫県漁業公社設立	4月 岩戸景気はじまる
	3月 生鮮食糧品卸売市場対策調査会設置法公布	4月 沿岸漁業振興特別対策事業始まる	7月 農林金融公庫近畿支店開設
	4月 農林漁業基本問題調査会設置公布	7月 漁協貯蓄推進員制度設定	8月 水俣病事件発生
	9月 全国漁協婦人部連絡協議会設立	8月 兵庫県漁協婦人部連合会結成	9月 伊勢湾台風(本県被害甚大)
		10月 災害復旧資金貸出取扱要領及臨時金利特別措置決定	9月 ドル為替の自由化実施
		11月 兵庫県内海漁連創立10周年記念式典挙行	10月 ガット東京総会開催
昭和35年 (1960)	2月 農林漁業基本問題調査会水産部会設置	7月 漁協の再建整備開始	1月 自由化の基本方針政府決定
	4月 漁業協同組合整備促進法公布	8月 第6回海区漁業調整委員会委員選挙	5月 安保騒動
	7月 漁業協同組合整備基金設立	12月 内海漁連乾のり共販開始(網干漁協海苔集荷場)	6月 外資導入緩和措置実施
	10月 沿岸漁業振興審議会設置		12月 国民所得倍増計画閣議決定
昭和36年 (1961)	6月 漁業生産調整組合法及び魚価安定基金設公布	1月 信漁連のり共販資金融資取扱開始	4月 ソ連人間ロケット衛星1号打上げ
	6月 中央卸売市場の週休制実施	4月 兵庫県漁業近代化資金制度制定	9月 室戸台風(本県被害甚大)
	10月 魚価安定基金設立	5月 内海漁連寒天原藻販売事業開始	
	11月 農林省卸売市場審議会設置	8月 内海漁連煮干製品共販事業開始	
	11月 信漁連創立10周年記念行事(漁協経営講習会)		
昭和37年 (1962)	4月 全国漁協貯蓄500億円達成運動開始	4月 本県漁協貯蓄目標15億円達成運動開始	6月 日銀外貨準備金制度を創設実施
	5月 瀬戸内海栽培漁業センター設置決定	6月 県漁協婦人部指導事業を信漁連から県漁連に移管	7月 石油業法制定さる
	6月 沿岸漁業構造改善対策実	8月 第7回海区漁業調整委員	7月 石油標準価格決定 7月 漁業用綿漁網網が合成織

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和38年 (1963)	施要綱決定(水産庁)	会委員選挙	維に変わる
	9月 水協法改正(法律第115号) (組合員資格、事業運営等 改正さる)	9月 信漁連漁業手形貸付制度 廃止	9月 政府は景気抑制緩和を決 定す
	3月 第3次漁港整備計画承認	1月 福浦漁業協同組合(岡山 県)兵庫県に編入	11月 第1回農業祭開催
	5月 農林省地方農政局設置	2月 漁業経営安定資金特別融 通制度要綱(豪雪地帯)決 定	1月 但馬地区豪雪、内海地区 異状寒波
	5月 生鮮食料品等流通改善対 策本部設置	4月 第1次沿岸漁業構造改善 対策事業はじまる	2月 中、ソ対立公然化
	7月 漁濟制度期成対策中央本 部結成	4月 明石鳴門架橋調査はじま る	4月 少額貯蓄非課税制度実施
昭和39年 (1964)	8月 沿岸漁業等振興法公布	4月 (社)瀬戸内海栽培漁業協 会設立	
	12月 漁濟制度期成全国漁民大 会開催	11月 但馬漁業センター竣工	
	2月 漁業白書をはじめて公表	4月 中小漁業融資保証法改正 にて漁協金融機関指定	6月 新潟大地震
	2月 全国漁協貯蓄1千億円達 成運動決起大会開始	4月 県洲本、豊岡農林事務所 に水産課設置	10月 東海道新幹線開通
	7月 漁業災害補償法公布(法 律第158号)	4月 本県漁協貯蓄目標額25億 円設定	10月 東京オリンピック大会
	10月 全国漁業共済組合連合会 設立	5月 第1回海苔生産用機具展 示会	12月 石油産業不況業種指定
	12月 漁業共済基金設立	6月 兵庫県新庁舎完成	
		8月 内海、但馬両漁連合併問 題協議会設置	
		8月 第8回海区漁業調整委員 会委員選挙	
		9月 兵庫県漁業共済組合設立	
昭和40年 (1965)		11月 内海漁連給油所開設(姫 路市)	
		11月 播磨灘特定水域撤廃、明 石海峡、友ヶ島水道の特 定水域新設阻止	
		11月 香住漁業無線局新設開始 (兵庫県と二重免許にて 運用)	
	3月 日韓漁業交渉李ライン撤 廃妥結	2月 兵庫県特定水域反対期成 同盟決起大会	2月 北ベトナム戦争はじまる
3月 第1次日韓貿易会談によ	4月 水産試験場香住詰所とな	4月 政府景気刺激策決定	
		5月 大蔵省金融機関の経営刷	

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和41年 (1966)	り韓国のり輸入割当(2～5億枚)の方向決定	る(23年4月農林省より移管)	新を通達
	6月 日韓漁業協定、日韓民間漁業協定調印	9月 台風28号災害激甚地指定陳情	7月 新潟県阿賀野川に第2水俣病河合に発生
	9月 汚水対策全国漁業者協議会設立	11月 第1回漁家経済調査実施	9月 全国銀行協会統一手形用紙の使用を実施
	11月 水産業協同組合財務処理基準令改正		10月 公害防止事業団発足
	12月 農林中金系統為替オンラインシステムの為替通信開始		11月 原子力発電営業発電に成功す
	1月 沿岸漁業等振興審議会輸入対策小委員会設置	6月 播磨地区漁民大会開催	1月 第1回国債700億円発行
	8月 浅海増殖全国協議会設立	7月 出光問題播磨地区漁民大会開催	3月 日本の人口1億を突破
	10月 日本のり協会設立	8月 漁家生活改善資金融資要綱決定	10月 石油業法の生産調整撤廃
	12月 漁済制度確立推進全国漁民大会開催	8月 (株)兵庫県漁業公社解散	
	12月 漁船海難救済基金発足	9月 中、四国、近畿のり共販協議会発足	
		11月 住宅等生活改善資金融資要領決定	
	昭和42年 (1967)	3月 全国漁協貯蓄1千億円達成記念大会開催	1月 信漁連但馬支所貯担貸付業務開始
次回目標2千億円と決定		4月 本県漁協貯蓄目標額44億円設定	6月 第3次中東戦争はじまる
5月 汚水対策全国漁民大会開催		9月 漁協合併推進協議会設置	6月 中東動乱の影響にて石油需給悪化
7月 漁協合併助成法(法律第78号)公布施行		9月 但馬海区沖合いか釣漁業興る	12月 日本GNP世界第3位となる
7月 中、小漁業振興特別措置法公布		9月 新但馬丸進水	12月 海苔病害作柄悪く九州地区に天災融資法発動
7月 公害対策基本法公布		12月 信漁連農林漁業金融公庫受託業務開始	12月 国際金融市場緊張高まる
8月 船舶の油による海水の汚濁防止に関する法律公布		12月 信漁連直接貸付取扱開始	
昭和43年 (1968)	3月 海上交通法法制反対全国漁民大会開催	4月 兵庫県立水産試験場庁舎新築移転(明石市中崎)	4月 小笠原返還協定調印
	6月 魚価安定基金解散	4月 水産試験場但馬分室と改称	6月 金融2法公布
		7月 兵庫県沖合いか釣漁業協会設立	11月 国際通貨不安つる
		8月 第9回海区漁業調整委員会委員選挙	12月 3億円事件

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項		
昭和44年 (1969)	4月 第4次漁港整備計画承認	9月 のり暦の配布はじまる	4月 経済高友成長持続大型化 7月 人類月面に第1歩を印す 12月 日本GNP世界第2位へ (いざなぎ景気)		
	4月 第1次海岸事業計画決定	9月 内海漁連FRP試作船完成			
	6月 漁業近代化資金助成法 (法律第52号)公布施行	12月 油害対策協議会発足			
	6月 漁船海難遺児を励ます全国協議会設立	2月 但州丸進水(香住高校実習船)			
	7月 農村年金全国大会	4月 信漁連住宅金融公庫受託業務開始			
	9月 全国のり共販基金設立	4月 水産試験場但馬分場となる			
	11月 水協法施行20周年記念全国漁協大会開催	6月 海上保安協会香住支部設立			
	12月 全漁連ソ連と重油輸入契約締結	9月 漁業近代化資金等融資要綱制定			
		10月 県営沖合のり養殖試験を播磨灘で開始			
		11月 内海漁連兵庫のりだより創刊			
	昭和45年 (1970)	4月 水協法財務処理基準令改正		4月 漁業取締船はやたか竣工	2月 日銀預金金利細目ガイドライン設定
		6月 全国漁協貯蓄2千億円達成記念大会開催 次期目標額5千億円と決定		6月 内海漁連創立20周年記念式典挙行	3月 万国博開催(大阪)
10月 漁船海難遺児育英会設立		6月 本県漁協貯蓄推進大会開催	5月 農漁業者年金基準法公布施行		
10月 公害絶滅全国漁民総決起大会開催		7月 但馬漁業後継者育成対策協議会設立			
11月 公害14法成立		7月 県水試種苗生産はじまる(クルマエビ)			
12月 第2次沿岸漁業構造改善対策事業促進要綱決定		11月 内海漁連淡路のりセンター竣工			
昭和46年 (1971)		4月 漁協合併助成法改正(法律第30号)	2月 兵庫県漁連汚水公害対策委員会設立	4月 預金保険法公布	
	4月 農林中金為替取扱開始	4月 第2次沿岸漁業構造改善対策事業はじまる	6月 沖縄返還協定調印		
	4月 卸売市場法公布(法律第35号)	5月 公害絶滅兵庫県漁民大会開催	7月 一般金融機関預金保険機構発足		
	5月 全水共済事業施行20周年記念式典挙行	7月 瀬戸内海環境保全対策知事・市長会議発足	7月 環境庁発足		
	5月 海洋水産資源開発促進法公布	11月 関西新国際空港調査はじまる	8月 水銀・PCB汚染問題発生		
	5月 水協法改正(法律第62号) (組合管理運営面の合理化等)	11月 信漁連創立20周年式典挙行	8月 米ドル防衛に強行措置決定、国際通貨の混乱起る (ニクソンショック)		
			8月 円変動為替相場制へ移行		

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和47年 (1972)	7月 海洋水産資源開発センター発足		
	8月 全国水産加工業協同組合連合会創立		
	2月 全国漁協信用事業相互援助基金発足	3月 第1回漁協合併促進会議開催	2月 浅間山荘事件 3月 山陽新幹線開通
	6月 漁業協同組合整備促進法廃止	7月 赤潮発生に伴うハマチの大量斃死	5月 沖縄県発足
	6月 赤潮総合対策促進協議会開催	7月 PCB汚染魚調査結果公表(兵庫県)	5月 金融緩和で景気急速に回復、物価安定の対策始動
	6月 PCB汚染対策実行委員会設置(全漁連)	8月 第10回海区漁業調整委員会委員選挙	5月 環境白書をはじめて公表
	7月 海上交通安全法公布	10月 摂津東部6漁協解散	7月 瀬戸内海に赤潮禍発生
	8月 赤潮による瀬戸内海ハマチ大被害に対し天災融資法適用	12月 兵庫県のり養殖安定対策協議会発足	12月 PCB汚染全国的に深刻化
	8月 厚生省PCB暫定規制措置を決定	12月 由良コブラ事件県公害審査会に調停申請	
	10月 全漁連創立20周年記念式典挙行		
昭和48年 (1973)	3月 第5次漁港整備計画承任	2月 漁協貯蓄推進大会開催	1月 ベトナム和平協定調印
	6月 PCB、水銀漁場汚染実態調査結果の公表	3月 瀬戸内海12府県漁連、信漁連会長協議会	2月 為替フロート制移行
	7月 農村中央金庫法、改正法公布施行(法律第44号)	3月 公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会開催(PCB汚染、瀬戸内海環境保全法制定の要求確立)	7月 資源エネルギー庁発足
	7月 農水産業協同組合貯金保険法公布施行(法律第53号)	3月 第1回兵庫県公害審査会開催(由良コブラ事件)	10月 中東戦争(第4次)はじまる
	7月 水協法改正(法律第58号)(漁協等の金融機能の拡充〔手形割引、内国為替取引])	4月 香住地区水産物産地流通加工センター形成事業の指定	10月 オペック6ヶ国原油21%値上げ決定(オイルショック)
	7月 公害被害危機突破全国漁民総決起大会開催	5月 農漁協相互提携事業推進会議開催	11月 石油緊急対策要綱決定
	8月 政府水銀PCB汚染被害救済緊急融資決定	6月 PCB対策漁協長会議開催	12月 石油2法公布
	9月 小型船舶安全法改正(法律第80号)	6月 公害危機突破兵庫県漁民総決起大会開催(明石市)	
	10月 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布	6月 兵庫県水産公害救済対策協議会発足	
		6月 PCB汚染救済資金貸付	

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一船事項	
昭和49年 (1974)	3月 沿岸漁場整備開発法公布(法律第49号)	10月 第1回西日本水産振興会議開催(本県にて)	3月 国民生活安定対策本部A重油の末端価格の公表	
	3月 全国漁協貯蓄5千億円達成、漁協貯蓄次期目標額1兆円と決定	3月 (財)兵庫県水産公害対策基金設立	3月 高金利時代、銀行の大衆化促進	
	5月 漁災法一部改正の法律公布(法律第47号)(漁穫、養殖共済の改善、義務加入制、赤潮特約の創設)	4月 PCB公害対策組合長会議開催	4月 中国船建設号事故に伴う油害発生	
	5月 漁業近代化資金助成法一部改正の法律公布(法律第48号)(資金種類の拡大、貸付限度の引上げ)	4月 明石架橋漁業調査委員会設立	6月 国土庁発足	
	5月 漁業危機突破緊急全国漁民大会開催	4月 本県漁協貯蓄目標額280億円決定	9月 青森県で原子力船むつの母港化反対漁民大会開催	
	5月 漁業経営安定緊急融資530億円決定	9月 兵庫県立水産試験場50周年記念式典挙行	12月 日本GNPマイナス成長、景気後退目立つ	
	6月 全国漁業共済組合連合会創立10周年記念式典挙行	11月 内海漁連のり流通センター竣工	12月 三菱石油水島製油所流出油事故発生	
	8月 小型漁船、船舶安全規則施行(省令第36号)	12月 内海漁連漁船貸与制度導入実験事業開始	瀬戸内海油濁汚染深刻化	
	10月 中央漁業信用基金発足	12月 三菱石油水島製油所流出油現地対策本部及び中央本部設置		
	11月 全国乾のり価格安定基金設立			
	昭和50年 (1975)	2月 全国漁民抗議大会(ソ連漁船団の即時退去要求)	1月 三菱石油流出油事故対策協議会開催(4県)	1月 三菱石油流出油事故後38日振に出漁
		2月 第1次漁協信用事業体制整備強化運動はじまる	3月 県津名郡北淡町に稚魚育成漁場を設置	4月 ベトナム戦争終結
		3月 (財)漁場油濁被害救済基金設立	4月 明石地域、香住地域水産物産地流通加工センター形成事業はじまる	6月 あいぼり丸事故発生
		4月 漁協指導監査士制度発足	4月 明石地域、香住地域水産物産地流通加工センター形成事業はじまる	7月 沖縄海洋博開催
5月 漁業経営安定対策中央本部設置		5月 三漁連通常総会において漁連合併の推進を承認	11月 石油審議会、石油価格の新価格体系決定	
6月 日ソ漁業操業協定調印(日本近海操業)		5月 漁業経営安定対策兵庫県地方本部設置	12月 不況倒産戦后最高、低成長経済に移行	
8月 日中漁業協定調印	5月 三菱石油流出油事故補償交渉妥結			
8月 水産庁石油ショック緊急				

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
昭和51年 (1976)	融資530億円の返済1年延期を決定	5月 漁業経営安定対策兵庫県地方本部設置	
	9月 国際漁業協同組合会議開催(世界で初めて、於本県)	7月 漁連合併推進協議会発足	
	10月 第1回漁協指導監査士資格試験実施	8月 第1回豊漁祈願祭(神戸市)	
	12月 (財)海洋生物環境研究所設立	8月 漁船海難物故者合同慰霊祭執行(明石市)	
	12月 漁業危機突破全国漁民大会 (全国漁業者宣言、燃油価格補給金交付、魚価安定対策、漁業経営維持資金制度等の早期確立を決議)	9月 関西国際空港対策委員会設置	
		9月 兵庫県漁民物故者慰霊塔建立委員会設置	
		11月 漁民友好訪華団中国訪問(兵庫、徳島)	
		11月 兵庫県漁協信用事業整備委員会発足	
	1月 領海12海里閣議決定	4月 兵庫県漁民物故者合同慰霊塔開眼供養	3月 第2次海岸事業5ヶ年計画決定
	3月 漁協合併助成法延長	6月 三漁連合併仮調印	5月 国連海洋法会議で経済水域200海里定着
	5月 瀬戸内海環境保全臨時措置法期限延長(2ヶ年)	6月 三漁連合併臨時総会開催(合併公告)	6月 ベトナム統一を宣言
	6月 漁業再建整備特別措置法公布	6月 三漁連合併設立委員会発足	7月 ロッキード事件にて田中前首相逮捕
	6月 漁業近代化資金助成法改正	7月 撰播漁協青壮年部連合会設立	7月 大鳴門橋着工
	8月 北朝鮮200海里水域実施	8月 豊漁祈願祭(淡路町)	9月 毛沢東主席死去
	9月 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律及び油濁損害賠償保障法施行	8月 三漁連合併にて各漁連解散	9月 金融緩和、金融機関運営弾力化策とらる
	11月 米ソ漁業協定調印	8月 兵庫県漁連温排水調査委員会発足	
	12月 (財)魚価安定基金設立	8月 兵庫県神鋼温排水調査委員会発足	
	12月 瀬戸内海環境保全審議会 瀬戸内海の環境保全に関する基本となるべき計画の基本的な考え方答申	8月 兵庫県青年洋上大学に漁村子弟はじめて参加(25名、中国)	
		8月 第11回海区漁業調整委員会委員選挙	
		9月 漁協信用事業整備委員会発足	
	9月 新兵庫県漁業協同組合連合会発足、祝賀会開催		
	9月 但馬地区漁協青壮年部連合会設立		

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項		
昭和52年 (1977)	1月 カナダ、ノルウェー200海里専管水域実施	9月 県漁連各委員会設置(指導、購買、販売)			
	3月 米ソ200海里漁業専管水域実施	10月 兵庫県漁協青壮年部連合会設立			
	3月 我国200海里漁業専管水域実施	10月 兵庫県漁業再建整備計画推進委員会発足			
	3月 第6次漁港整備計画承認	12月 第1回漁業経営維持安定資金貸付			
	4月 明石地域水産物産地流通センター形成事業はじまる	12月 (社)瀬戸内海環境保全協会設立(事務局神戸市)			
	5月 日ソ漁業暫定協定調印	3月 漁船明石丸とタンカー船衝突事件海難審判判決取消訴訟はじまる			
	5月 200海里漁業対策中央本部設置(全漁連)	4月 兵庫県農林水産部発足 水産課、漁港課の二課となる			
	6月 原因者不明の油濁被害救済恒久制度発足	4月 兵庫県漁民物故者合同慰霊祭執行			
	7月 日朝漁業協会設立	5月 兵庫県瀬戸内海操業安全協会設立			
	7月 新海上衝突予防法施行	8月 豊漁祈願祭(御津町)			
	7月 第2次漁協信用事業体制整備強化運動はじまる	12月 播磨漁友会館竣工			
	7月 領海法公布、漁業水域に関する暫定措置法公布	12月 赤潮被害ハマチ養殖に対する特別融資実施			
	8月 日ソ漁業暫定協定調印	12月 第2回漁業経営維持安定資金貸付			
	12月 全漁連創立25周年記念式典挙行				
	昭和53年 (1978)	3月 全国漁協貯蓄1兆円達成次期目標額2兆円決定		3月 県漁連明石資材販売所開設	4月 公共投資による景気刺激策とらる
		6月 瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法の一部改正公布		4月 兵庫県漁民物故者合同慰霊祭執行	7月 播磨灘東部赤潮異状発生
		6月 船舶安全法(第32条)政令施行		4月 県水産教育振興調査会発足(水産高校設置問題)	10月 円、対ドル相場最高記録す(167円)
		7月 本県漁協貯蓄推進大会開			

年次	中央漁業界主要事項	本県漁業界主要事項	社会一般事項
	6月 農林省、運輸省漁船特殊規則の一部改正	催、次期目標額500億円決定	
	6月 漁業共済推進全国大会開催	7月 瀬戸内海環境保全推進大会開催	
	7月 農林水産省発足	7月 豊漁祈願祭(香住町)	
	8月 中央団体農林年金連絡協議会発足	8月 県漁連但馬支所資材販売所開設	
	8月 水産業協同組合等指導育成事業実施される	8月 赤潮被害対策三県協議会発足	
	9月 特定不況地域対策臨時措置法(通産省時限立法5年)(200海里に悩む水産基地)	8月 県漁連赤潮対策協議会発足	
		10月 信漁連内国為替取扱開始	
		11月 兵庫県漁協等整備強化検討委員会発足	
		11月 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会発足	
		12月 新沿岸漁業構造改善事業大綱決定	

あ と が き

水協法施行30周年を記念した兵庫県漁業協同組合大会の開催が、漁連・信漁連各役員会で正式に決まったのは昭和54年3月でありました。

早速、両連で準備委員会を結成し、作業班として総務、表彰、政策及び記念誌の4小委員会を設け、それぞれの担当を決めてスタートしました。しかし、6月22日の大会日まで3か月しかないという制約に加えて、この間には決算、総会等の定例行事が重なったことから、作業の進捗について当初から不安がつきまどっていました。その危惧どおり、特に記念誌の編集は悪戦苦斗をしいられることとなり、十分な推敲・整理ができないまま、6月2日にやっと脱稿したような次第です。

文字どおりささやかな出来あがりですが、それでも編集子一同が短期間懸命に頑張った結晶でありますので、その労をおくみとりいただきご一読願えれば幸甚に存じます。

この小冊子の編集にあたり、県水産課ならびに漁港課には、資料のご提供、ご助言等をいただきまして本当にありがとうございました。特に、水産課課長補佐荻野俊治氏、同主査本下堯敏氏には、終始編集そのものにご参加いただき、大変お世話になりました。あとがきをかりて厚くお礼申し上げます。

昭 和 54 年 6 月

編 集 委 員 一 同